土地改良法等の一部を改正する法律案参照条文目次

\bigcirc 改良 法 (昭 和 -+ 四年法 律第百九十五号)

2

この法 律において「農用 地」とは、 が作の目 的又は主として家畜 の放牧の目的若しくは養畜 の業務の ための 採草 の目的に 供さ う。

- この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行なう次に掲げる事業をいう。 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
- 施 て一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という。)の新設、管理、廃止又は変更(あわせ 業とを一体とした事業を含む。) び土地改良施設の新設又は変更(当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。)とこれにあわせて一の土地改良事業として することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な
- くは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。) 区画整理(土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地 の造成の 工 一事又は 用 地 改 良若
- Eして施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。)農用地の造成(農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業(埋立て及び干拓を除く。)及び当該事業とこれに附

埋立て又は干拓

農用地又は土地改良施設の災害復旧

- 七六五四 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、 農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換 分合
- その 他農用 地の改良又は保全のため 必要な事業

(土地改良事業に参加 する資格

第三条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号の いずれ かに 該当する者とする

- 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者
- 長。以下同じ。 員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあ 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、 合にあつては、 に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、 その所有者、 その他の場合にあつては、 その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者 かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認 農業委員会 つては、 承認した (農業委
- 農用地以外の土地であつて所有権に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、 その所有者

兀

場合にあつては、 令の定めるところにより、その所有者の同意を得て農業委員会に対 農用地以外の土地であつて所有権以外の権原に基づき使用及び収益の目的に供されるものについては、その権原に基づき使用及び収益をする者が、 その所有者 し当該 土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、 その その他

- 2 会に申し出、 有者並びに た同様とする。 第二号の所有者及び権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者が、 かつ、 権原に基づき使用及び収益をする者が、 その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。 政令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を農業委員会に申し出た場合も 政令の定めるところにより、 合意によつてその資格を交替すべき旨を農 業 · 号 の 委員
- ことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が前二項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕 ŋ , 原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。 その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、 かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用 農業委員会が、 作又は 政令の定めるところに 業務 地につ を営
- 受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地利用 定する農地利用集積円滑化団体(同法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)若しくは農地 基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。 !する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合に 構 いて農業委員会が政令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構をその農用地につき権 化事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同 項又は第二項の規定の適用については、農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法 (農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)若しくは農地中間管理事業(農地中間管理事業の (昭和五十五年法律第六十五号) 第 じ。) がその 十一条の 中 +間四に 積円 進に 借 管理 ŋ 規
- る場合にあつては、 第一項の規定の適用については、第九十四条の八第七項 その土地が農用地である場合にあつては、その農用地につき所有権に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなし、労一項の規定の適用については、第九十四条の八第七項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。) その土地の所有者とみなす。 養畜の業務を営む者とみなし、その土地が農用地以 の規定により土地を使用する者 外の 土 地で
- 定を適用しない。 第五十条第一項の道路等の用に供している土地の所有者としての 国若しくは 地方公共団 体又は前 項に規定する土地の所有者として 国 12 は 第 項 0
- らの規定を第八十九条の二第三項及び第九十六条の四第 第五十三条の二の三第一 所有者若しくはこれらの土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者、 き所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者又は第五十四条の二第五項 換地計画に)に掲げる土地を取得した者を除く。)には、これらの者としては、 の規定により土地を取得した者 おいて換地を定めない従前の土地若しくは換地計画において第七条第四項の非農用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはその 項の規定により指定された土地にあつては、換地を定めない土地として指定されたものに限る。)の所有者若しくは当該 (第五十三条の三の二第一項第一号 一項において準用する場合を含む。 第一 (第八十九条の二第三項及び第九十六条の四 (第八十九条の二第十項及び第九十六条の四第一項において準用する場 項の規定を適用しない。 第五十三条の二第一項若しくは第五十三条の二の三第一項 以下この項において同じ。)の規定により指定された土地 第一 項に おいて準 甪 でする場 土地 これ
- 項 項又は第七項 第八十七条の三第六項、 (これらの規定を第四十八条第九項、 第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第 第八十五条第五項、 第八十五条の二第五項、 五項 E おいて準用する場合を含む。)の 第八十五条の三第四項及び第 承認又は同意に係る土 八十

意をした第一項第三号又は第四号に該当する者が、 農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。 当該特定用途用地又は当該特定用途用地を従前の土地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては 係 る土 政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申し出たものを除き、 土地にあ つては、 農用地及び第五十条第一項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの (当該土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、 以下「特定用途用地」という。)についての第一項第三号又は第四号に該当する者に 同意に係る土地にあつては、 土地以外の土地で、 同項の規定を適用しない。 その同 その その者の同意を得 承 意に際し、 認 その

(設立準備)

域とする。

第五 六号に掲げるものを除く。 事業相互間に 改良区を設立することができる。この場合において、二以上の土地改良事業の施行を目的として一の土地改良区を設立することができるの 第三条に規定する資格を有する十五人以上の者は、 相当の関連性がある場合に限るものとし、 以下第十五条の規定を除き、この章において同じ。)の施行を目的として、 その資格に係る土地を含む一定 その場合における当該一定の地域は、 の地域を定め、その地域に係る土地改良事業 その各土地改良事業の施行に係る地域のすべてを合わせ 都道府県知事の認可を受け、 その地域について土 (第二条第

- 2 たるべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、 定款作成の基本となるべき事項、 以上の同意を得なければならない。 、良事業の施行を目的とする場合には、 業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成。次項において同 項の者は、 同項の認可 の申請をするには、あらかじめ、 同項の一定の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者で当該土地改良事業の計画及び定款の その各土地改良事業につき、 8事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二。同項の一定の地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二(二以上の土地 農林水産 省令の定めるところにより、 同 項の土 地 改良事業の計画 回の概要 以 上 作成に当 土 改 良
- 要につき市 項の者は、 町村長と協議しなければならない 同項の認可の申請をするには、 前 項の規定による公告をする前 に、 農 林水 産省令の定めるところにより、 同 項 \mathcal{O} 土地 改 良 事 業 \mathcal{O} 計 画 \mathcal{O}
- か、その同条第二項第三号に掲げる事業の施行に係る地域(以下「農用地造成地域」という。)内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者で を目的とし、 第二条第二 項 第三号又は第四号に該当するもの 又は目的の一部に含む土地改良区を設立する場合において、第一項の認可を申請するには、同項の者は、第二項の三分の二以上の 項第三号に掲げる事業又は当該事業と他の事業とを一体とした同項第一号に掲げる事業(以下 (以 下 「農用地外資格者」という。)についてその全員の同意を得なけ 「農用地造成事業等」と総称する。 ればならな 同 \mathcal{O} 意 0 施 ほ
- 5 (略)

6

- は 地方公共団体の承認がなければならない。 .有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しく は 公共の 用に供して いる土地 を含めて 第一 項 <u>の</u> 定 \mathcal{O} 地 域を定めるに は、 そ の土地 を管 理する
- その土 れ 地につき所有 敷 ば 地 ならない。 墓地、 境内地 権 地 上 その他の農用 権 永小作権 地以外 質権、 の土地 賃 借 (前 権 項に規定する土地 使用 貸借による権利又はその を除く。 で政令で定めるものを含め 他の使用及び収益を目的 て第 とする 権 項 利 \mathcal{O} !を有 定 す 0 地 る者の 域を 定 ためるに 員 の同

設立認可の 申 請

第七条

- 3 項 水産省令で定める事項を定めるものとする。 土地改良事業計画においては、農林水産省令の定めるところにより、 (換地計画を定める土地改良事業にあつては、 工事に関する事項のほか、 当該土地改良事業につき、 当該換地計画の概要)、 目的、その施行に係る地域、 事業費に関する事項、 効果に関する事項その他農林 工事又は管理に関 はする事
- 域」という。)とその他の土地の区域を分けて、そのそれぞれにつき定めなければならない。 生ずる土地改良施設の用に供する土地を除く。)として工事を施行する土地を含むものについては、その工事を施行する土地の区域 前項の工事に関する事項は、換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうちに農用地以外の用に供する土地 (その土地改良事業によつて (以下「非農用地区
- 5 有する職員の援助を求めることができる。 第一項の規定により申請をする者は、土地改良事業計画及び定款を定めるため、都道府県に農用 地の改良、 開発、 保全又は集団化に関 し専門的 に知識を
- 6 都道府県は、 正当の事由がある場合を除いて、 前 項の規定による請求を拒んではならない。

査及び公告等

- 第八条 の旨を当該申請人に通知しなければならない。 都道府県知事は、 前条第一項の規定による申請があつたときは、 当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つてその 適否を決定 そ
- 2 者が調査して提出する報告に基かなければならない。 都道府県知事は、 前項の審査に当つては、農林水産省令の定めるところにより、 農用 地 の改良、 開発、 保全又は集団 化に 関し 専門的 知識を有する 技
- 3 前項の調査は、 当該土地改良事業のすべての効用と費用とについての調査を含むものでなければならない。
- 4 当とする旨の決定をしなければならない。 都道府県知事は、 前条第一項の規定による申請について、 次の各号の一に該当する場合及び次項の規定に該当する場合を除き、 第 項 の規定に より 適
- ないとき。 申請に係る土地改良事業が、 第一条に規定する目的及び原則を基礎として政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件に適合するもので

(略)

5 6 (略)

(土地改良区の成立)

(略)

第十条 2 (略)

- 3 道 府県知事 は、 土地改良区が成立したときは、 遅滞なくその旨を公告し なければならない。
- 4 5 略

第十一条 土地改良区の地区内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者は、 その土地改良区の組合員とする。

決権及び選挙権

- 第三十一条 組合員は、 各々一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。
- 2 組合員は、 第二十八条(第二十九条の三第二項において準用する場合を含む。 の規定による通知があつた事項について、 書面又は代理人をもつて議
- 決権又は選挙権を行うことができる。
- 4 3 代理人は、その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の組合員でなければならない。前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 代理人は、 四人以上の組合員を代理することができない。
- 6 5 代理人は、 代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。

経費の賦課

- 第三十六条 潍 用する場合を含む。)、 土地改良区は、 第九十条第八項又は第九十一条第五項の規定により徴収される金銭を含む。)に充てるため、その地区内にある土定款の定めるところにより、その事業に要する経費(第九十条第四項(第九十一条第四項及び第九十六条の四第一 項に 地 に ・つき、 お . T
- その組合員に対して金銭、 夫役又は現品を賦課徴収することができる。

2 • (略)

- 4 組合員は、第一項の規定により賦課された金銭、夫役若しくは現品又は前項の加入金の徴収については、 相殺をもつて対抗することができない。
- 7 6 5 夫役又は現品は、 金銭に算出して賦課しなければならない。
 - 金銭で代えることができる。
- 土地改良事業の施行に関し第一項の規定により賦課される夫役は、 労働の基準又は賃金に関する法令の趣旨に沿うものでなけ れば ならない。

8 略

、特別徴収金

第三十六条の二 る資格に係るものを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(三十六条の二 土地改良区は、政令の定めるところにより、定款で、組合員が、 (所有権の移転又は地上権、 賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。 (以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定す 以下同じ。)をした場合又は当該土地を自

6 額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。 目 .土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から前条第一項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、当該組合員から、

△ (略)

(共有者等の代表)

第四 1十四条 者が組合員であるときは、これらの者は、土地改良区の組合員としての行為(議決権及び選挙権の行使を除く。)をさせるために、そのうちの一人を .表者とし、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。但し、これらの者のみを組合員とする土地改良区については、この限りでない。 土地改良区の地区内の同一の土地について、権原に基き使用し若しくは収益する者が二人以上あり、又は共有者がある場合にお いて、こ

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 第一項に規定する委任の終了は、当該土地改良区にその旨の通知があるまでは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

ばよい。 第一項に 規定する者が同項の手続をしない場合には、 当該土地改良区の組合員としてのこれらの者に対してする行為は、 そのうちの一人に対してすれ

工事に必要な援助請求)

第四十七条 土地改良区は、 土地改良事業の工事につき第七条第五項に掲げる職員の必要な援助を求めることができる。

2 前項の場合には、第七条第六項の規定を準用する。

土地改良事業計画の変更等)

3

第四 るところにより、 1十八条 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、 総会の議決を経て必要な事項を定め、 土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合に 都道府県知事の認可を受けなければならない。 には、 農 林 水産省令 0 定

2 土地改良事業の施行を目的とする場合には、これらの事業相互間に相当の関連性があるときに限り、することができる。 前項の土地改良事業計画の変更又は新たな土地改良事業の施行は、その変更後又はその新たな土地改良事業の採択後において当該土 地 心改良区 が二以り 上

するものを除く。)を行おうとする場合において、第一項の認可を申請するには、あらかじめ、 を目的とすることその他現行管理区域内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合 行に係る地域としている区域(以下「現行管理区域」という。)内において施行するもののうち、当該土地改良施設の有している機能の維持を図 当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の事業であつて、当該土地改良区が現に当該土地改良施設の管理を内容とする同号の事 からの除外に係るものを除く。)をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業 変更又は新たな土地改良事業の施行の場合にあつては、 土地改良区は、 土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分の変更(第六十六条の規定によ その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の計画の概要 (当該土地改良区が管理する土地改良施設の更新のために行う 農林水産省令の定めるところにより、 (その変更後又はその新た 土地改良事業計画 ること る 介の施

げる同意を得なければならない。 良事業につき、その名称及び廃止 にあつては、廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業の施行を目的としている場合には、その各土地改良事業のうち廃止に係る各成又はそのすべての土地改良事業に係る全体構成)及び定款を変更する必要があるときは変更後の定款その他必要な事項を、土地改良事業の廃止 各土地改良事業につき、 択後にお いて当該土地改良区が二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業のうちその変更又はその新たな採択 その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては、 の理由)並びに定款を変更する必要があるときは変更後の定款を公告して、 (現に二以上の土地改良事業の施行を目的としている場合には、その各土地改良事業のうち廃止に係る各土地改 次の各号の区分により、 それぞれ各号に掲 の場合 に

土地改良事業計画 以 変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後又はその新たな採択後において当該土地改良区)外の地域が、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部となるとき。 .の変更又は新たな土地改良事業の施行の場合であつて、当該土地改良区が現にその地区としている地域 (以 下 現 が二以 行 地 ح いう

区内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及び改定地域内の土地のうちその他の土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以 ないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)の土地 その施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当し新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域)内(これらの土地改良事業のうち、土地改良事業計画の変更に係るものについて、その変更により (事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業のうちその変更又はその新たな採択に係る各土地改良事業につき、その変更後の (以下この条において「改定地域内の土地」という。)のうち現行地 又はその土地 の同

土地改良事業計画 の変更又は新たな土地改良事業の施行の場合であ つて、 前号に掲げるとき以外のとき

一の同意

二 土地改良事業の廃止の場合

改定地域内の土地に係る組合員の三分の二以上

係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内の土地に係る組合員の三分の二以上の同 その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業の施行を目的としている場合には、 その各土 地改良事 のうち そ 止

上の同意をもつて前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意に代えることができる 分の二以上の同意及びその変更によりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地に係る組 地改良区は、 て、 その変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者 土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域の変更で農林水産省令で定める軽微なものをしようとする場合におい 合員 の三分 て 元の二以

5内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものを行おうとする場合におい3以外の地域をその施行に係る地域の一部とするもののうち、当該土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他現行管理区 は、その施行に係る地域のうち現行管理区域以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以 土地改良区は、 二以上の同意に代えることができる。 その管理する土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の事業であ 当該土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他現 上の同意をも つて、 つて第三項第 現 区

改良区 土地改良事業計 .画につき土地改良事業の施行に係る地域の変更で第四項に規定するもの (その変更により新たにその 土地改良 事

行に係る地 業に参加する旨の申出 その変更により新たに土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の全員からその土 に規定する手続を省略することができる。 域 <u>の</u> 部となる地域に係るものに限る。)のうち、 があり、 かつ、当該申出に係る変更によりその土地改良事業の効率が高められると認めるときは、 農林水産省令で定める特に軽微なものをしようとする場合においては、 当該変更に係る第三項 当該変更 に (及び第 地改 0 良

- 事 又 業等を行おうとする場合において、第一項の認可の申請をするには、 はその新たな採択により、 一部となるものに限る。)をし、農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をし、 土地改良区は、 農用地造成事業等に係る土地改良事業計画 農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なけ [の変更(その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地 第三項又は第四項の三分の二以上の同意のほか、その計画の変更により新 又は新たに農用 造成地域 \mathcal{O} 地造成 ればな たに、 全部
- 採択により、 第一項の場合において、 農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項及び第六条の規定を準用する。物合において、土地改良事業計画の変更又は新たな採択に係る農用地造成事業等については、その計画の変更により新たに、 又はその 新 たな

6

かない。

- のに限る。)をし、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合にあつては、これらの規定のほか、第五条第三項、第一項の場合には、第七条第五項及び第六項、第八条、第九条並びに第十条第一項及び第五項の規定(土地改良事業計画の変更(第三項に 新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域又は新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と読み替える 第七項の規定)を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、 のとする。 (第三項に規 「含んだ土地 第六項及び 定 でするも を
- 10 あつては、これらの手続のほか、 当と認めたときは、 第一項の認可に係る事項が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合において、 新たな土地改良事業を行おうとする場合を除いて、 前項において準用する第八条第二項に規定する手続)を省略してよい。 前項において準用する第八条第六項及び第九条に規定する手続 都道府 (第六項 県 への場合 知 事が
- 12 11 道府県知事は、 第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- (組 事業計画の変更、 合員を除く。 に対抗することができない。 土地改良事業の廃止又は新たに採択する土地改良事業の計画の決定は、 前項の規定による公告があるまで は、 これ をも つて

(急施の場合)

第四 な経て応急工事計画を定め、 災害のため急速に第二条第二項第五号の土地改良事業を新たに行う必要がある場合に 都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができる。 は、 土地 改 良区は、 前 条の 規定に カン カン わ らず、 総 会

2 の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、 審査請求をすることができない。

(国有地の譲与又は国有地への編入)

五 十条 地改良事業 (農林水産省令で定めるものを除く。 次項において同じ。 0 施行により道路、 用排 水路、 ため池、 堤 その他の 公共の 用 する

設 これを無償で土地改良区又はその地区内にある土地の所有者に譲与する。 (以 下 道路等」という。)の全部又は 一部につきその用途を廃止した結 果 不用となつた国 [有地がある場合には、 農林水産省令の 定めるところによ

2 土地改良事業の施行により生じた道路等で前項の用途廃止のあつたものに代るべきもの は、 無償で国有地に編入する

地 画 \mathcal{O} 決定及び認

第五 なければならない。 業を除く。)につき、その事業の性質上必要があるときは、 十二条 土地改良区は、その行なう土地改良事業 (第四十九条第一項の規定により応急工事計画を定め、 当該土地改良事業の施行に係る地域につき、 これに基づいて行なう第二条第二項第五 換地計画を定め、 都道府県知事の認可を受け

- 当該一の区以外のいずれの区に係る換地計画においても、従前の土地とすることができない。 1986年では、1997年に、1997年に その従前の土地とされた土一の区に係る換地計画にお 地は、
- 第一項の換地計画は、耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団化その他農業構造の改善に資するように定めなければならな
- 4 (及びその事業に係る実務の経験を有する者で政令で定める資格を有するものの意見をきかなければならない。 第一項の換地計画を定めるには、農林水産省令の定めるところにより、次項の規定による議決前に、農用地の集団化に関する事業につ いての 的 知
- 5 い。この場合には、 第一項の換地計画を定めるには、その計画に係る土地につき第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者で組織する会議 前項の規定によりきいた意見の内容を示さなければならない。 の議決を 経 なけ れ ば ならな
- 6 前項の会議は、 当該土地改良区の理事が招集するものとし、 その議事は、 同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以 上で決する
- 7 第五項の会議には、第二十七条、 第二十八条、第三十一条、第三十二条第二項及び第三項並びに第三十四条本文の規定を準用する。
- 8 れない場合には、 項の認可を申請するには、その申請書に関係農業委員会の同意書を添附しなければならない。 その事由を記載した書面を添附すればよい。 但し、 同意を求めた日から六十日以 内にその 同 意を
- 9 項の 場合には、 第七条第五項及び第六項の規定を準用する。

審査及び公告等

第五 旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。 十二条の二 都道府県知事は、 前条第一項の認可の申請があつたときは、 当 該申請に係る換地計 画 に つき詳細な審査を行なつてその 適

- 2 都道府県知事は、 前条第一項の認可の申請について、 左の各号の一に 該当する場合を 除 き 前項の規定により適当とする旨の決定をし なければ ならな
- 手 続又は換地計画の決定手続若しくは内容が、 法令又は法令に基づいてする行 政庁の処分に違反しているとき
- 換地計 画 の内容が、
- 条第八 項ただし書の場合において、 場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、土地改良事業計画の内容と矛盾しているとき。 都道府県知 事 すは、 当該関係農業委員会の意見をきか

ればならない。

第一項の規定による適否の決定については、 第八条第六項の規定を準用する。 この場合におい て、 同項中 「土地改良事業計画書及び定款」とあ るのは

、「換地計画書」と読み替えるものとする。

(異議の申出)

第五 が 土地、 ることができる。 あるときは、 十二条の三 物件又は権利に関し権利を有する者は、その換地計画に係る前条第四項において準用する第八条第六項の規定による公告に係る決定に対して異議「条の三(換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者、その換地計画に係る水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの 前条第四項において準用する第八条第六項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申 · 出

2 係る土地改良事業計画又は定款」とあるのは「第五十二条第一項の認可の申請に係る換地計画」と読み替えるものとする。術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、同条第四項中「第七条第一項の規定による申請に前項の規定による異議の申出については、第九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項に掲げる技

第五 をしなければならない。 おいて準用する第九条第二項の規定による決定があつたときは、一十二条の四 都道府県知事は、前条第一項の規定による異議の申 前条第二項において準用する第九条第四項の場合を除いて、第五十二条第一出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同 第五十二条第一項の認可

2 項の規定による認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、 行政手続法 (平成五年法律第八十八号) 第三章の規定は、 適用しない。

一項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分につい ては、 審査請求をすることができない。

(換地計画)

3

第五 十二条の五 換地計画においては、 農林水産省令の定めるところにより、 左の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一換地設計

一 各筆換地明細

一清算金明細

四 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細

一その他農林水産省令で定める事項

(換地)

第五 七項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合は、五十三条 換地計画においては、換地は、次に掲げ 次に掲げる要件の この限りでない。 いずれもがみたされるように定めなければならない。 ただし、 従前の土地に ついて第五条第

- 地以外の土 地 地を従前 定用 の土地とする場合にあつては当該非農用地区域外の土地であること。 途 地 を従前の土地とする場合にあ いつては 当該 換地計画 に係る土 T地改良: 事業 計画 に お V て定めら れ た非 農 用 地 区 域 内 特 定 用 途
- 当該換地及び従前の土地について、農林水産省令の定めるところにより、それぞれその用 用条件を総合的に勘案して、当該換地が、従前の土地に照応していること。 途、 地 積、 土 性 水利、 傾 斜 温 温度その 他 0 自 然 件 及び
- 当該換地の地積の、 農林水産省令で定めるところにより算定した従前の土地 温度その他の自然条件及び利用条件を総合的にの地積に対する増減の割合が、二割にみたない
- ないと認められるときは、 合との比較において不均衡が生ずると認められるとき、 換 的たる土地又はその部分を指定して定めなければならない。 従前の土地の全部又は 地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域外の土地に定める場合にあつては換地を当該非農用地区域外の土地に定める 項の場合において、 換地及び従前の土地の用途、 一部について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限がある場合には、 金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。 地積、 当該換地を当該非農用地区域内の土地に定める場合にあつては当該換地及び従前の土地 水利、 傾斜、 これに照応する換地は、 その権利又は処分の は勘案し て、 が同等で 制 他 地 限の . の場 を当
- 全部又は一部の価格より低い価格のものであつてもよい。 然定による清算金を取得すべきときは、その指定に係る土地又はその部分は、その清算金の限度内において、当該権利の目的となつていら権利の目的となつている従前の土地の全部又は一部の価格と同等以上の価格のものでなければならない。ただし、その従前の土地の所が前項の規定により先取特権、質権又は抵当権の目的たる土地又はその部分を指定して換地を定める場合には、その指定に係る土地又は、 当該権利の目的となつている従前の その 有者が第二項 部 分 は、 のの当
- 5 |地は、一筆の土地の区域が二以上の市町村、大字又は字にわたるように定めてはならない。|現ただし書の場合には、その価格の差額に相当する当該権利の及ぶべき清算金の額を当該換地| 計 画 に お いて定めなけ れば ならない。

農用地 区 域内に換地する土 地 元の指定)

6

- 第五 を、これを従前の土地とする換地を当該非農用地区域内に定めるべき土地として指定することができる。 非農用地区域内の土地に定めることについて前条第一項ただし書の規定による同意を得たときは、 十三条の二 土地改良区は、 特定用途用地以外の土地につき、これを従前の土地とする換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画 換地計 画 を定める前 に、 当該特 定 用 に 途 お いて定 用 地 以 めら 外 \mathcal{O} ±ή
- 2 項の規定による指定は、その指定に係る土地につき同項に規定する同意をした者に対し、 その旨を通知してするものとする
- 3 土地改良区 は 第一項の規定による指定をしたときは、 遅滞なくその旨を公告しなければならない。

を定 め な い場合等

地 上 を特に減じて換地を定め、 減じて換地 十三条の二の二 永小作権、 を定め、 質権、 換地計画においては、 又は換地 又は換地を定めないことができる。 賃借権、 を定めないことについてこれらの者の 使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者があ 従 前 \mathcal{O} 土 地 の所有者の申出又は同 この場合において、 同 意を得なければならない。 意があつた場合には、 その地 積を特に減じて換地を定め、合には、その申出又は同意に 2め、又は換地を定め2意に係る従前の土地 るときは 土 地改 いない土地に 良区 について は は、 に 地 こついて 積 を特 地 積

- 2 項の規定により従前の土地について地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない場合において、その従前の土地の全部又は一部につき先取、前段の場合には、金銭による清算をするものとし、当該換地計画においてその額並びに支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならない。
- 3 特権、 質権又は抵当権があるときは、 前項の規定により換地計画において清算金を定めるに当たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなけ

ばならない。

- 第五十三条の二の三 る者があるときは、 定めない土地として指定することができる。 同項後段の規定によるこれらの者の同意を得たものに限る。)を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定め、又は3土地改良区は、換地計画を定める前に、前条第一項前段の規定による申出又は同意に係る土地(その土地について同項後段に規 又は換地 定す
- あるのは、「第五十三条の二の二第一項の規定による申出又は同意」と読み替えるものとする。 :項の規定による指定については、第五十三条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「同項に規定する同意」と
- 3 を、清算金の支払の方法に準ずる方法により支払うことができる。 土地改良区は、第一項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、前条第二項に定めるところに準じて仮に算出 した仮 算金

地改良施設等の用に供する土地についての措置

なされるものとする。 用する割合に応じた面積を超えない範囲内の土地に限る。 げる施設の用に供する土地にあつては、当該施設の用に供する土地の総面積のうち当該施設を当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が利 土地改良事業の計画において定められた非農用地区域内の一定の土地を、それぞれ換地として定めないで、これらの施設の用に供する土地 に係る土地改良事業の施行の結果当該施設の用に供されるものを、第二号又は第三号に掲げる施設の用に供するための土地が新たに必要な場合には当 十三条の三 換地計画においては、第一号に掲げる施設の用に供するための土地が新たに必要な場合にはその換地計画に係る一定の土地で当)として定めることができる。 この場合には、 その土地は、 その換地計画に おいて、 (同号に掲 地 とみ

- 当該土地改良事業によつて生ずる土地改良施設
- 次に掲げる施設のうち、当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ、 農業経営の合理化のために必要な施設(前号に掲げる施設を除く。)で農林水産省令で定めるもの その大部分が利用すると見込ま れるも
- 口 を図ることを目的とするもののうち、 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設(前号及びイに掲げる施設を除く。 地方公共団体の計画に定められたもの (政令で定める要件に適合するものに限る。)で農業構 造 の改善
- 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の大部分が利用すると見込まれる施設で、 げる施設を除く。 前号イ又は口に掲げる施設に該当するも 同
- 2 適当と認める者を、 項前段の場合には、 その者の同意を得て、 当該換地計画において、 当該土地を取得すべき者として定めなければならない。 土地改良区、 市町村、 農業協同組合その他政令で定める者のうち、 土地改良区が当該土地 を取 得するこ
- 3 第 前段の場合には、 第五十三条の二の二第二項の規定を準用する。 ただし、 換地 計 画において第一項第一号の土地改良施設の用 に供され る土 地を

すべき者として定められる者が土地改良区である場合にあ つて は、 この 限 りでない

五 地として定めないで、 るものとする。 地がある場合には、 一条の三 換地計 その特に減じた地積又はその換地を定めない従前の土地の地積を合計した面積を超えない範囲内で、映地計画においては、第五十三条の二の二第一項の規定により地積を特に減じて換地を定める従前の上 それぞれ当該各号に掲げる土地として定めることができる。この場合には、 の規定により地積を特に減じて換地を定める従前の土地又は換地を定 その土地は、 その換地計画において、 次の各号に掲げる土地を、 換地とみなされ ない 前 換

- ことを予定する土地 定 んの土地 当該換地計画に係る地域内 当該換地計 画に係る地域の周辺の地域における農業経営の規模の拡大その他農用地の保有の合理化を促進するために必要な農用地に供する地域内(当該換地計画に係る土地改良事業計画において非農用地区域が定められている場合にあつては、非農用地区域外)の一
- 条第一項第二号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する農林水産省令で定める土地を除く。)又は第八条第五当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地 第八条第五項第二号に規定する施設の用に供する土)一定の・ 項 地 第三
- 見込まれる者で農林水産省令で定めるもののうち、 地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと 号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地 土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、 同項第二号に掲げる土地にあつては 土地

2

地 画 0 変更)

改良区、

市町村」と、

「その者」とあるのは

「それぞれ、

その者」と読み替えるものとする。

第五十三条の 兀 土地改良区は、 換地計画を変更しようとする場合に は、 農林水産省令の定めるところにより、 都道 |府県知事の 認可を受け なけ れ ば ならな

2 までの規定を準用する。 画」とあるのは 換地計画 の変更 「換地計画の変更の部分」と読み替えるものとする。 (農林水産省令で定める軽微な変更を除く。) この場合において、第五十二条第五項中「その計画」 については、 第五十二条第四項から第九項まで及び第五十二条の二から第五十二条 とあるのは 「その計画の変更に係る部分」と、 第五十二条の三中 換 地計 の四

時 利用 五 地 の指定)

第五 (分を行なうにつき必要がある場合には、 十三条の 土地改良区は、 換地処分を行なう前において、 その土地 改良事業の施行に係る地域内の土地につき、 土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計 従前の土地に代わるべき 時 利用地を 指 定 画 することが に基づき換 で 地

2 土地改良区 は 前 項の規定により一 時 利用地を指定する場合には、 換 地 計画 に おいて定められた事項又はこの法律で規定する換地計 画 に おい て定める

事項の基準を考慮してしなければならない。

- 3 土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知してするものとする。 第一項の規定による一時利用地の指定は、その一時利用地及び従前 の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、 時 利 用 地 及び 従 前 0
- 4 基づく使用及び収益と同一の条件により使用し及び収益することができる。 始の日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、 第一項の規定により一時利用地が指定されたときは、 従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、 一時利用地をその性質によつて定まる用方に従い、 従前の土地について有する当該 前項の規定による通 知に係る 使 用開 利
- 5 項の場合には、 同項の者は、従前の土地については、その土地について有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。
- 6 第一 用開始の 項の規定により一時利用地が指定されたときは、 日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、 その一時利用地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、第三項の規定による通 その一時利用地について、 その有する当該権利に基づく使用及び収益をすることが 知 に係る

使用及び収益の停止

きない。

せることができる。 につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、 要がある場合には、 十三条の六 土地改良区は、換地処分を行なう前におい この場合には、その期日の相当期間前までに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。 第五十三条の二の二第一項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地 期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止さ · て、 土地改良事業の工事のため必要がある場合又は換地計画に基づき換地処分を行なうに (次項に規定する土地を除

- 用し及び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。 ない土地として指定された土地に限る。)につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、 土地改良区は、 換地処分を行う前において、 第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算金が支払われた土地 期日を定めて、その期日からその土地の (同条第一項の規定により換地 全部につ いて使 を定め
- 土地について、 土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者は、第一項又は前項の期日から第五十四条第四項の規定による公告がある日まで、 第一項又は前項の規定によりこれらの各項に規定する土地の全部又は一部について使用し及び収益することが停止された場合には、 その有する当該権利に基づく使用及び収益をすることができない。 その全部又は その全部又は 一 部 部

(一時利用地の指定等に伴う土地の管理)

第五 地又はその部分については、 地の全部若しくは一部について使用し及び収益することが停止された場合には、これらの処分により使用し及び収益することができる者のなくなつた土 これ 十三条の七 を管理するものとする。 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合又は前条第一項若しくは第二項の規定によりこれらの各項に規定 その使用し及び収益することができる者のなくなつた時から第五十四条第四 項の規定による公告がある日ま 心良区 てする土

一時利用地の指定等に伴う補償等)

、を受けたときは、 る権利を有する者がその指定によつて損失を受けたとき、 使用し及び収益することが停止された場合において、その全部若しくは一部の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその停止によつて損 の八 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地が指定された場合において、 土地改良区は、その損失を受けた者に対して、 又は第五十三条の六第一項の規定により同項に規定する従前の土地の全部若しくは一部 通常生ずべき損失を補償しなければならない。 その一時利用地若しくは従前の土 |地につき第五条第七 項 につ に掲

- て利益を受けるときは、 第五十三条の五第一 項の規定により一時利用地が指定された場合において、従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその 土地改良区は、その利益を受ける者から、 その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。 指定 に ょ
- 3 又は第五十三条の二の二第二項(第五十三条の三第三項及び第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。)に定めるところに準じて仮に算 部若しくは一部につき使用し及び収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、 した仮清算金を、 土地改良区は、 第五十三条の五第一項の規定により一時利用地を指定した場合又は第五十三条の六第一項の規定により同項に規定す 清算金の徴収又は支払いの方法に準ずる方法により徴収し又は支払うことができる。 政令の定めるところにより、 第五十三条第二項する従前の土地の全

(換地処分

第 五 してするものとする。 一十四条 換地処分は、 当該換地計画に係る土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、 その換地計画において定められた関係事項 を 通 知

- 2 改良事業の計 換地処分は、 計画に別段の定めがある場合においては、当該換地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることが善当該換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後において、遅滞なくしなければならない。ただし、当該 ただし、
- 3 土地改良区 は 換地処分をした場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、 前項の規定による届出があつた場合には、遅滞なく当該換地処分があつた旨を公告しなければならな
- 5 都道府県知事は、 前項の規定による公告をした場合には、 遅滞なくその旨を管轄登記所に通知しなければならない。
- 換地計画において、 係る換地計画及び当該他の区に係る換地計画について同時にしなければならない。この場合には、これらの換地計画に係る換地処分は、第二 かわらず、 項の換地処分、 これらの換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後において、 他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、 第三項の規定による届出、 第四項の規定による公告及び前項の規定による通知は、第五十二条第二項の規定により、一の 又は定めないこととした場合には、それぞれ、 遅滞なくしなければならな 当該一の区 項 X の規定 に

(換地処分の効果及び清算金)

第二項ただし書の規定は、

前項後段の場合について準用する。

五. 十四条の二 その換地計 前条第四 画 において換地を定めなかつた従前の土地について存する権利は、その公告のあつた日限り消滅するものとする。項の規定による公告があつた場合には、当該換地計画に定める換地は、その公告のあつた日の翌日から従前の土 その公告のあつた日の翌日から従前の土

2 条第四 項 0 規定による公告があつた場合には、 第五十三条第三項 の規定により、 当 該換地計画において、 換地につき、 従前の 出地に 0 て存する所

 \hat{o} で及び地 制限の目 役 的たる土地又はその部分とみなされるものとする。 権以外の権 利又は処分の制限 の目的となるべきものとし て指定された土 地 又はその 部 分は、 その公告があ つった日 (T) 翌日 カ 5 当該 権 利 又 は処

- 3 前二項の規定は、
- 4 換地計画において定められた清算金は、 第五十三条第二項又は第五十三条の二の二第二項 〈又は第五十三条の二の二第二項(第五十三条の三第三項及び第五十三条の三の二第二項にお行政上又は裁判上の処分で従前の土地に専属するものについては、影響を及ぼさない。 前条第四項の規定による公告があつた日の翌日において確定する。 いて準用する場合を含む。 沈定によ
- 5 :において第五十三条の三第二項(第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。)の規定によりその換地計画において当該換第五十三条の三第一項又は第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地は、前条第四項の規定による公告が 取 た 得すべ 日 \mathcal{O} 翌

き者として定められた者が取得する。

日

- 6 の所有する土地である場合には国に、地方公共団体の所有する土地である場合には地方公共団体に、前条第四項の規定による公告があつた日の翌日におされるときは、その換地計画においてこれに代わるべき道路等の用に供する土地と定められたものは、その廃止される道路等の用に供している土地が国換地計画において、換地を国又は地方公共団体が所有する土地で道路等の用に供しているものに定めた場合において、その土地に存する道路等が廃止 てそれぞれ帰属する。
- をきいて定める部分について存するものとみなす。 「項の規定による公告があつた日限り消滅するものとし、その他の権利(地役権を除く。)にあつてはその公告のあつた日の翌日から、前項の場合には、その廃止される道路等の用に供している国又は地方公共団体の所有する土地について存する従前の権利は、所有権に 国若しくは地方公共団体に帰属する土地又はその土地のうち農林水産省令の定めるところにより国若しくは地方公共団体がその権利を有する者 前 あ 頭の規 は 院定により 1の意見

算金の徴収及び支払い

五 より徴収し、 十四条の三 ばならない。この場合において、 土地改良区は、 若しくは支払つた仮清算金の額との間に差額があるときは、 第五十四条第四項の規定による公告があつた場合には、前条第四項の規定により確定した清算金を徴収 確定した清算金の額と第五十三条の二の三第三項の規定により支払つた仮清算金又は第五十三条の八第三項 その差額に 相当する額の金銭を徴収し、 又は支払わなければ ならない。 又は支払 わな 定

、地処分による登記

第五 十五条 ついて登記を申請しなければならない。 第五十四条第四項の規定による公告があつたときは、 土: 地改良区 は、 政 令の 定めるところにより、 遅滞なく当該換地 計 画 E 係 る土 地 及 び 建

地改良区の協 議請求

五 略

2

の社会的 地改良区は、 経済的諸条件の変化に伴い 1諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設その管理する農業用排水路その他の土地改良施設(土地改良 (土地改良区が委託を受けて管理するこれらの施設を含む。 (以下この項及び次項において「他用途施設」という。 が、 の 街 用に 化の 進 私ねて供を展その

ことができる。 することが適当であると認められるに至つた場合には、 .て供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めるらることが適当であると認められるに至つた場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を他用途施設の用に兼 (その委託をした者が国又は地方公共団体である場合にあつては、その承認)を得なければならない。 この場合において、当該土地改良施設がその土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、 あらかじめ、 その委託をした者の同

3~6 (略)

(施設の管理)

第五 ならない。この場合には、 十七条 土地改良区は、 その旨を定款に記載しなければならない。 土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によつて生じた土地改良施設があるときは、 その施設を管理しなければ

(管理規程)

第五 定めるものを除く。)の管理(委託を受けて行なうこれらの施設の管理を含む。)を行なう場合には、農林水産省令の定めるところにより、 施の細目について、 十七条の二 土地改良区は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用用排水施設又は農用地の保全上必要な施設(これらの施設のうち農林水産省令で 管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。 当該事業の

- 2 前項の管理規程において定めるべき事項は、農林水産省令で定める。
- 3 土地改良区は、 第一項の管理規程を変更し、 又は廃止しようとするときは、 都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、 第一項又は前項の認可をしたときは、 農林水産省令の定めるところにより、 遅滞なくその旨を公告しなけ ń んばなら

(予定外廃水の排除等のための措置)

れることにより、当該農業用用排水路の管理に著しい支障を生じ、 水を排出する者に対し、 十七条の三 土地改良区は、 その排出する廃水の量を減ずること、その排出を停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。 前条第一項の規定により管理規程を定めて管理する農業用用排水路に、 又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該管理規程の定めるところにより、 当該管理規程で予定する廃水以外の廃水が排 当該

組合員の使用収益権)

第五 収益している土地につき土地改良事業の成果を公正に享受するため、 十八条 ることができる。 組合員は、 その者が地上権、 永小作権、 質権、 賃借権、 使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利に基づき使用し及び これらの権利の設定に係る契約の変更に関し、 その契約の相手方に対して協議 を求

(償還すべき有益費)

第五 十九条 土 地改良事業に費された有益費を民法の規定により償還する場合には、 償還すべき額は、 同法第百九十六条第二項本文の規定にかかわらず、

増価額とする。

(組合員でない者の地代等の減額又は払戻の請求)

第六十条 者で組合員でないものは、 を除く。)の目的である土地の利用を妨げられるに至つた場合には、その土地 小作料、 土地改良事業によつて地上権、 地役権の対価、 地代、 賃借料若しくはその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価の相当の払戻を請求することができる。 小作料、 永小作権、 地役権の対価、 地役権、 賃借料若しくはその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価の相当の減額 賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利 (地役権者の場合にあつては、 当該承役地)に関しこれらの権利を有する (これらに係る対 な 11 Ł

(組合員でない者の権利の放棄等)

第六十一条 目的を達することができなくなつた場合には、当該土地(地役権者の場合にあつては、当該承役地)に関しこれらの権利を有する者で組合員でないも 土地改良事業によつて地上権、永小作権、 地役権、 賃借権、 使用貸借による権利又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定 した

2 前項の規定により同項に掲げる者(地役権者を除く。)が放棄又は解除をする場合において、 その権利を放棄し、 又は契約を解除することができる。 当該土地がさらに他の者の使用又は収益を目的 石が放棄又的とする権

利の目的に供されているときは、その放棄又は解除をしようとする者は、当該他の者の同意を得なければならない。同項の規定により地役権者が 解除をする場合において、当該地役権に係る要役地が他の者の使用又は収益を目的とする権利の目的に供されているときも、 また同 様とする。

3 を請求することができる。この場合において、その土地改良区は、 第一項の場合には、 同項に掲げる者は、当該事業を行う土地改良区に対して、その目的を達することができなくなつたことによつて生じた損失の補 規約の定めるところにより、 当該土地 (地役権者の場合にあつては、 当該承役 地) に 償

組合員の地代等の増額請求)

してその組合員である者に対して、

求償することができる。

第六十二条 前項の請求があつたときは、 るものは、 を除く。)の目的たる土地の利用を増した場合には、その土地の所有者、賃貸人その他その使用又は収益をさせている者で、その土地に関し 土地改良事業によつて地上権、永小作権、 地代、 小作料、 地役権の対価、賃貸料又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価の相当の増額を請求することができる。 同項に掲げる権利を有する者は、 地役権、 賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利(これらに係る対価を徴し その権利を放棄し、又は契約を解除して、 その義務を免かれることができる。 組合員で

(地役権の効力)

第六十三条 換地計画に係る土地の上に存する地役権は、 第五十四条第四項の規定による公告があつた後でも、 なお従前の土地の上に存する。

2 土地改良事業によつて行使する利益を受ける必要がなくなつた地役権は、 消滅する。

3

とができる。 土地改良事業によつて従前と同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、 但し、 第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合には、 その利益を保存する範囲内にお この限りでない。 いて、 地役権の設定を請求するこ

(請求の期限)

第六十四条 ことができない。 定による公告があつた日(換地処分に係るものにあつては、 -規定による地代等の増額の請求又は前条第三項の規定による地役権の設定の請求は、当該土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の二第二項の規(十四条 第六十条の規定による地代等の減額若しくは払戻の請求、第六十一条第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第六十二条第一項 第五十四条第四項の規定による公告があつた日)から起算して一年を経過したときは、 する

(農地法の適用)

第六十五条 第五十八条から前条までの規定は、農地法 (昭和二十七年法律第二百二十九号) の 適用を妨げ

.地区変更)

第六十六条 あるときは、その土地改良区は、六十六条 地区内にある土地が、 その土地をその地区から除かなければならない。その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになつた場合において、その土地につい ての組合員 の申 出が

(申請)

- 産大臣に、都道府県が行うべきもの(以下「都道府県営土地改良事業」という。)にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。 を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの(以下「国営土地改良事業」という。)にあつては 八十五条 第三条に規定する資格を有する十五人以上の者又は農地中間管理機構は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定 林 水域
- 有する者の三分の二(二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規関する基本的事項(以下「予定管理方法等」という。)その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地について第三条に規定する資格を する資格を有する者の三分の二)以上の同意を得なければならない。 びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設の管理者及び管理方法に 概要(二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構 前項の者又は農地中間管理機構は、 同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の 成 画
- 3 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、 第一項の場合において、 上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。 条第五項及び第六条の規定を準用する。 その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、 又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については 同項の者又は農地中間管理機構は、 前 項の三分
- 5 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。
- 6 者又は農地中間管理機構は、 前 頭において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省令の 定め

7 るところにより、 頭の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画 その旨を公告し、二十日以上の相 当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画 の概要に意見がある者は、 同項の縦覧期 一の概要を縦覧に供しなければ 、間満了の日までに、 当該公告をした第 なら 項

0)

者又は農地中間管理機構に対し意見書を提出することができる。

8 等の施行を内容とし、 経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。並地についての農用地外資格者についてその全員の同意)があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては 第一項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面及び同項の三分の二以 又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地 Ĺ 一の同 意 関係都道府県 造 成地域内にある 造 知事 事業

七項の規定による意見書の提出があつたときは、 なければならない。 第一項の規定による申請をするには、 その申請書に、 前項に規定 とするも Ō のほ か、 当該意見 孚

を添付し

、地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、(その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合 十五 申請することができる。 あつては 定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。) を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、 条の二 当該関係市町村が共同して、)国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、 市町村は、農業振興地域整備計画 (農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第一項又は第九条第一項 都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、 その農業振 それぞ

業により生ずる土地改良施設 合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二)以上 (事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成)及びこれらの土地市町村は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要(二以上の その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二(二以上の土地改良事業の施行を申請 (農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告し \mathcal{O} 同 意を得なけ 改良事 ればな 計する場 土 改

農用地造成事 農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、 業等に係る農用地造成地域内にある土 地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。 市町村は、 前項の三分の二以 上 の 同 意 0 ほ か、 その

4

6

5 第六項、 八十五条の二第二項の規定による公告」と、 第一項の場合 十項」と読み替えるものとする。 第七項及び第九項の規定を準用する。 (次項 の規定により市町村の議会の議決を経て第一 この場合において、 「当該協議」とあるの 同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協項の規定による申請をする場合を除く。)には、第五条第六項及び は 同 !項の規定による公告」と、 同条第九項中 第五条第六項及び第 前 項」とあるの は 議」とあるの 第八十五 び に 条の は

令で定 める基幹的な土地改良施設の新設又は変更を内容とする第二条第二項第 若しくは内容の一部に含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもの 一号に掲げる事業であつて、その他 のうち、 当該他の土 の土地改良施設 地改良事 業 の新設若しくは変 計画 |内容 が な

行される確実な見込みがあり、かつ、その確定をまつて当該第二条第二項第一号に掲げる事業に着手するときは、 当該市町村の議会の議決を経て、 しく遅延し、 確 定で あるため 農業振興地域整備計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合においては、市 二項の三分の二以上の同意を求めることが適当でないと認められるものについては、当該他の土 第一項の規定による申請をすることができる。 町村は、 第二項の規定によらず、 当該事業の規模からみてその 地改良· 以事業が 計 画 内容を あら 確 完了が っかじめ 定 して

- 地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を示して、当該申請につき、 心改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を示して、当該申請につき、関係土地改良区その他農林水産大臣の指定する者の意見を聴くとともに同項の土地改良事業の計画の概要及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土市町村は、前項の規定により当該市町村の議会の議決を経て、第一項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより
- 都道府県は、 国営土地改良事業にあつては、都道府県の同意を得なければならない。 には、前条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三前項の同意をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 9 す」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の二第十項」と読み替えるものとする。 による協議をしようと」とあるのは「第八十五条の二第七項の規定により同項に規定する事項を示そうと」と、「当該協議に係る」とあるのは 第六項の場合には、 「その示」で、
- 10 知 請に係る第七項の同意)があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事を経由して、 り市 |る土地についての農用地外資格者についてその全員の同意、第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、当該議業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地| .より市町村の議会の議決を経てする申請については、第七項の規定により示した事項)を記載した書面及び第二項の三分の二以上の同市町村は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に第二項の規定により公告した事項 提出しなければ 町村の議 会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、 ならない。 直接、)農林水産大臣に、 都道府県営土地 改良事業にあ って (第六項の規 は、 該議決及び当該申 意 (第六 関係 造成地 心(農用 項 域内に 地造 \mathcal{O} 定に 府県 成定

第八十五 とが 一項第 して、 び第八十七条の二第四項において「土地改良区管理施設」という。)を二以上の土地改良区が管理する場合にあつては、当該二以上の土地改良区が共 (第二号に掲げる土地改良施設に係る施設更新事業にあつては、当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する第一号に掲げる土地改良施設。次項項第一号の事業(以下この条及び第八十七条の二第四項において「施設更新事業」という。)を国又は都道府県が行うべきことを、(その土地改良施十五条の三 土地改良区は、政令の定めるところにより、次に掲げる土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第 できる。) 国 営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、 都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、 総会の議決を経て、 それぞれ申請 するこ

- 土 地改良区が管理する土地 **心**改良施 設
- 号に 掲げる土地改 するも
- ぶる地 域をいう。 区は、 前項の規定による申請 以下この 規定による申請(現行受益地(土地改良区管理施設につき現に行われている管理を内・良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設で国、都道府県又は市町村が管理・ 項 及び次項において同じ。)内におい て施行する施設更新事業のうち、 当該 変更に係る土地改良施設の有 容とする第二条第二項 第 して 事 0 施 維

同 る場合には変更後の定款その他必要な事項(第五項において「事業計画概要等」という。)を公告して、 業による変更後の土地改良施設であつて農林水産省令で定めるものがある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等及び定款を変更する必 要件に適合するものに係る申請を除く。)をするには、 意を得なければならな を図ることを目的とすることその他現行受益地内の土地に係る組合員 あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、 の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなも 次の各号の区分により、 施設更新事業の計画の概要、 それぞれ各号に掲げる とし 当該施設更新事 て政令で 要があ 定 める

その他の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意 当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地のうち現行受益地内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及びその施行に係る地域現行受益地以外の地域が施設更新事業の施行に係る地域の一部となる場合 うち

前号に 掲げる場合以外の場合

件に適合するものについて第一項の規定による申請をしようとする場合においては、当該施設更新事業の施行に係る地域のうち現行受益地以 ある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意をもつて前項第一号の三分の二以上の同意に代えることができる。 地改良区は、現行受益地以外の地域をその施行に係る地域の一部とする施設更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有し当該施設更新事業の施行に係る地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意 域内

5 土地改良区は、 第一項の場合には、 「前項」とあるのは「第八十五条の三第四項」と、 第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、 は、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に事業計画概要等を記載した書面対同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第五項」と読み替えるものとする。 同 条 六項 項

にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。 決)があつたことを証する書面を添付し、これを、 総会の議決及び第二項又は第三項の三分の二以上の同意 第一項の規定による申請をするには、 国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府の同意(第二項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請にあつては、 その申請書に事業計画概要等を記載した書面並び 都道府県営土 第一項の 地 改 総 に 会の議 同 \mathcal{O}

土地改良事業 又は都道府県が行うべきことを、総会の議決を経て、 地改良事業の効率が著 土地改良区は、 (以下この項及び次項において「関連施行事業」という。)があるときは、 (施設更新事業を除く。)であつて、当該申請に係る施設更新事業と併せてその土地改良事業を行うことにより当該施設更新事業及 第一項の規定による申請をしようとする場合において、当該申請に係る施設更新事業と一体となつてその効果が生じ又は増大する しく高められ、かつ、その土地改良事業によりその施行に係る地域内の土地における農業経営の合理化に寄与することが明らか 申請することができる。 政令の定めるところにより、当該申請 に併せて、 その関連施行 へびその 1事業を

合にはその土 る場合には施設更新事業及び関連施行事業に係る全体構成、 地改良区は、 ぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。 地改良施設に係る予定管理方法等並びに定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その 前項の規定による申請をするには、 あらかじめ、 関連施行事業により生ずる土地改良施設 農林水産省令の定めるところにより、 (農林水産省令で定めるものに 関 他必要な事項を公告して、 連 施行事業 \mathcal{O} 計 画 0 概 要、 次の各号の 限 **松水水産** る。)がある場 省 令 一分に · で 定

地 域が関連施行事業の施行に 係る地域の全部又は 部となる場合

土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上 施 事 ・業の施! 行に係る地 域内の土地のうち現行地区 内の土地に係る組 の 同 合員の三分の二以 Ĺ の同意及びその施行に係る地 域内 の 土 地 のうち そ 他

- 前号に掲げる場合以外の場合
- 第六項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等についるの農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第六項の規定による申請をするには、土地改良区は、前項の三分の二以上の同意のほ類連施行事業の施行に係る地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意
- 第五条第五項及び第六条の規定を準用する。 ては
- 10 第 六項
- 11 都道府県知事に提出しなければならない。とを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係とを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意)があつたこ三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意)があつたこま面並びに第六項の総会の議決及び第七項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の書面並びに第六項の総会の議決及び第七項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の書面並びに第六項の総会の議決及び第七項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の書面並びに第六項の総会の議決及び第七項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については関係 土地改良区は、第六項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に第七項の規定により公告した事項を-「前項」とあるのは「第八十五条の三第十項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第十一項」と読み替えるものとする。第六項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同

ところにより、 十五 .営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体 資格地」という。)についての第二条第二項第三号に掲げる事業(以下「農用地造成事業」という。)を国又は都道府県が行うべきことを、 その農用地につき同条第四項の規定により農地利用集積円滑化団体が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。以下「 条の 兀 当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの 地方公共団 農業協同組 合、農業協同組合連合会又は農地利用集積円滑化団体(以下「地方公共団体等」という。)は、 等が共同 政令の 地方公共団体 (農用 地であ 定め る

- 町村長と協議しなければならない。ただし、市町村が当該申請をする場合には、当該市町村の長については、この限りでない。 地方公共団体等は、 前項の規定による申請をするには、 あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の農用地造成事業の 計 画 \mathcal{O} 概 要につき
- 項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、同項の規定による申請)規定による協議」とあるのは「第八十五条の四第二項の規定による協議 て当該農用 第一項の場合には、 五 条の四第四 地造成事業の施行に係る地域 第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、 項」と読み替えるものとする。 が同条第一項 Ô 申請に係る市町村の (同 」と、「当該協議」とあるのは 区域を超えないときは、 項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第 同条第六項中「前項において準用する第五 当該申請) 「当該協議 _ と (同条第 同 **|**条第九項 二項ただし書の場合であ 中 「前 項」とあるの 第三項
- 方公共 団体等は、 同 項の規定による申請をするには、 農林水産省令 の定めるところにより、 その申請書に同 頃の 農用 地 造 成事業の 画 0 概

他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、 及び当該 つては関係都道府県知事に提出しなければならない。 用 地造成事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。 国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理 都道府県営土地改 方法等そ 3良事業

(適否の決定)

、その協議により)、その申請に係る土地改良事業の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。、産大臣又は都道府県知事は(その申請に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合に 第八十五条第 項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は前条第一項の規定による申請 (その申請に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、 があつた場合に 当該関係都府 は、 0) 知事

- つき第八十五条第二項、第八十五条の二第二項若しくは第八十五条の三第二項若しくは第七項の規定により公告のあつた事項又は同条第五項の申請書(、 5、111.5mg、15mg、15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15 11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15、11.5mg,15 11.5mg,15、11.5mg,15.5mg,15.5mg,15.5mg,15.5mg する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨が定められているとき(農林水産省令で定める場合を除く。 .林水産省令で定めるものに限る。) 若しくは前条第四項の申請書に添付された書面に記載された事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による土地改良事業(第八十五条の二第六項の規定により市町村の議会の議決を経てされた同条第 .知事と協議するとともに、当該申請書に添付された書面において、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に
- 3 るところにより、 都道府県知事は、 当該都道府県の議会の議決を経なければならない。、、都道府県が行う市町村特別申請事業につき、第一 第一項 の規定により適当とする旨の決定を行うには、 あらかじめ、 農林水産省令 の 定め

国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画)

のつては、

その者と協議しなければならない。

係る国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を定めなければならない。 八十七条 都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府県の知事がその協議により)、 前 条第 項の規定により申請に係る土地改良事業につき適当とする旨の決定をしたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は(その決定に係 それぞれ、 その 決 定に

- 2 前項の場合には、 第七条第三項及び第四項並びに第八条第二項及び第三項の規定を準用する。
- 3 定めなければならない。 第一項の土地改良事業計画は、 これに基づいて施行される土地改良事業が第八条第四項第一号の政令で定める基本的な要件に適合するも のとなるよう
- 4 定めなければならない。 一項の土地改良事業計画において非農用地区域を定める場合には、 その非農用 地区域 は第八条第五項各号に掲げる要件に適合することとなるように
- 5 農林水産大臣又は都道府県知事は、 良事業計画 書の写を縦覧に供しなければならない。 第 項 の規定により 土地改良事業計画を定めたときは、 その旨を公告し、二十日以上の 相当の 期 間を定めて当該土
- 6 項 0 土 地改良事業計画についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第 一項 本文の期間は、 前 項に規定する縦覧期間満了 0) 日 0 翌日 カコ ら 起

- 項の審査請求については、 行政不服審査法第四十三条の規定は、 適 用し
- 以内にこれを裁決しなければならない。 たる場合にあつては、 第六項の審査請求がされたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は 当該関係都府県知事がその協議により)、 第八条第二項に掲げる技術者の意見を聴いて、 (その審査請求に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上 第五項に規定する縦覧期間満了 0 後六十
- 国又は都道府県は、 当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。 「又は都道府県は、第六項の審査請求がないとき、又は審査請求があつた場合においてその全てについて前項の規定による裁決があつたときでなけれ
- 10 項の土地改良事業計画による事業の施行については、 審査請求をすることができない

請によらない土地改良事業)

による申請によつて行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行うことができる。(八十七条の二)国又は都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第 一項 の 規定

- 第二条第二項第四号に掲げる事業
- イ 前号の事業に附帯してその施行に係る地域の近傍の土地について行うもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著しく高めら号に掲げる事業にあつては土地改良施設の災害復旧に係るものに限る。)であつて次に掲げるもの。 第二条第二項第一号又は第五号に掲げる事業(同項第一号に掲げる事業にあつては土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの、同 項 第 Ŧī.
- るも
- 口 その事業による受益の範囲が広く、その工事に高度の技術を必要とする等その事業の性質又は規模に照らして適当と認めら 他の公共の利益となる事業と併せて行うことを相当とする等国土資源の総合的な開発又は保全の見地から適当と認めら れる Ĕ

うれるも

- 2 農林水産省令で定めるものに限る。)があるときは、 国又は都道府県は、 前項の規定により同項第一号の事業につき土地改良事業計画を定める場合において、 併せて、 その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。 当該土地改良事業により生ずる土 地 改 良 施
- るところにより、 に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては各土地改良事業に係る全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設 第一項の規定により同項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、 当該土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業 (同項第一号の事業を除 農林水産省令 \mathcal{O}

3

の事業を除く。 にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業 林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域 水産大臣又は都道府県知事は、)につき、 その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の三分の二)以上の同意を得なければなら 第一項の規定により、 同項第二号の事業のうち施設更新事業 (当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地 同 ない。 項第一

・ igmmmmmm の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意をもつて前頁の三分の二人ニン司をこれ、「「なる土地改良事業の合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)に係る土地改良事業の合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)内の土地に係る当該土 計画 良 区 \mathcal{O} Ĺ 組

- 当該土地改良区の同 施設更新事業の施行に係る地域の全部を土地改良区管理区域の全部又は一部とする場合

二以上 当該土地改良区の同意及びその施行に係る地域のうち土地改良区管理区域以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の前号に掲げる場合以外の場合 上の同 意

- 地改良区は、 前項の規定による同意をするには、 あ
- 村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣 るものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項(第一項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定める場 合には、 定める場合には、 る者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。 項の規定により土地改良事業計画を定めるには、 第三項の規定により公告する事項)について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町 第三項の規定による公告をする前に、)その土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設 農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、(同項第二号の事業に係る土地改良事業計めらかじめ、総会の議決を経なければならない。 (農林水産省令で定め 口の指定 画
- 都道府県知事は、 国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、 あらかじめ、 関係市 町 村長と協 議 な け れ ば なら
- 8 し、二十目以上 農林水産大臣又は都道 .より縦覧に供された土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満一の相当の期間を定めて当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない!又は都道府県知事は、第六項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、 農林水産省令の 定めるところにより、 その 旨 1を公告
- 9 意見書を提出することができる。 項の規定により縦覧に供された土地改良事業 の縦覧期間満了 0) 日 までに、 農林水産 大臣又は 都 道 府県 知 事 に対
- 10 らの規定 第一項の場合には、 のほ か、 同条第五項から第十項までの規定) 第五条第六項及び第七項、第七条第三項、 を準用する。 第八条第二項及び第三項 並びに前条第三項 の規定 (第 項 第 二号の 事 業に 0 7

画の変更等)

による申請に基づいて行う農用地造成事業及び前条第一項の規定により行う同項第八十七条の三 農林水産大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県 業計画の農林 には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業(市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施 水産省令で定める重要な部分を変更 Ĩ, 又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、 府県営土地改良事業 一号の事業を除く。 (市町 につき、 村特別申請事業、 あらかじめ、 土地改良事業の施行に係る地 第八十五条の 農林水 産 兀 定 域 項 場その他気の規定 んめると

れぞれ公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、 るときにあつては変更後の全体構成)及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、 の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合に 造 成事業及び前 条第一項の 規定により行う同項第一号の事業を除く。 それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。 その名称、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項。)につき、その変更後の土 地改良事業計画の概要及び農 以下この条において同じ。)を、そ 土地改良事業 林水産省 は、 その各土 令 で定

一土地改良事業計画の変更の場合

その該当し 変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、 各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業(市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地。その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合に びが前 上の同意 条第一項の規定により行う同項第一号の事業を除く。)につき、その変更後のその施行に係る地域)内 ないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)にある土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二 (市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造 (これらの土地改良事業のうちに、その 7成事業

土地改良事業の廃止の場合

係る各土地改良事業(市町村特別申請事業、 [項第一 その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域 号の事業を除く。)につき、その施行に係る地域)内の土地について第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同 第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業及び前条第一 (現に二以上の土 地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業 項の規定により のうちその

- とする場合には、 る土地改良事業計画の変更(その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限る。 れらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業で農用地造成事業等でないものを農用地造成事業等とするために土地改良事業計 又は都道府県は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業等に係 前項の三分の二以上の同意又は第六項において準用する第四十八条第四項の三分の二以上の同意のほか、その計画の変更により新 画の変更をしよう)をし、 又は たに
- 3 項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。 条 第 五 項 0) 規 定 を準
- 4 告をする前に、 するとともに、 第一項に規定する土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止をするには、 土地改良施設の管理者とする旨を定めるとき(農林水産省令で定める場合を除く。)にあつては、 その公告をする事項について、 その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、 国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、 農林水産大臣又は都道府県知事は、 現に存する土地改良区その他農林水産大臣の 都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協 その者と協議しなければならない。 あらかじ め、 同 項 の規定に 指定する者を による公
- が知事は、 国営土地改良事業につき、 農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、 あらかじめ、 関係市町村 長と協 議 なけ れ ば なら
- 6 の場合には、 第五条第六項及び第七項 第八条第一 一項及び第三項、 第四十八条第四項及び第六項、 第八十七条第五項から第十 項まで並 び に 前

要又は廃止する旨、 の計画の概要又は廃止する旨、 条第八項中 び 「第八十七条の三第一項第一号の三分の二以上の同 改良事業計画 九 項 第六項」とあるのは「第八十七条の三第四項」と、 規 定 を準用さ に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、 廃止の理由その他農林水産省令で定める事 する。この場合に 廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替えるものとする。 お いて、 第五条第六項 意」と、 同条第六項中「第三項及び第四 項」と、 「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは 及び第七項中 一同条第九項中 第四十八条第四 「含めて第 「土地改良事業の計画の概要」とあるのは 項 項 中 の 一 項」とあるのは 「前項第一号又は第二号の三分の二以上の 定 0 地 域を定めるには」とあ 「同項及び第八十七条の三 「変更後の当該 る 「変更 は 後のの 一第一項」 事 同 新 · 業 の 意 たに 土 لح 計 変

- をしようとする場合には、 を聴くとともに、 4良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべての同意を得、かつ、国営土地改良事業にあつては、これらの2行に係る地域に該当しないこととなるときは、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域)又は廃止に係る土地 、良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村のすべての同意を得、 廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、 概要及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項を、 林 村の全部又は一部をその区域に含むすべての都道府県の同意を得なければならない。 水産大臣又は都道 その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域 府県知事は、 あらかじめ、 市町村特別申請事業につき、 農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の 土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部 当該変更又は廃止につき、 (その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更 関係土地改良区その他農林水産大臣の 土地改良事業の廃止の場合にあ 分の 変更又は 土 指 つては廃止 土 定する者 改 改良 事 後 事 する旨 いのその の意見 \mathcal{O} 計 画 止
- は 都道府県の議会の議決を経なければならない。 町村又は 都道府県は、 前項の規定による同意をするには、 あらかじめ、 農林水産省令の定めるところに より、 当該変更又は 廃 止 に 0 き、 当 該 市 町 村
- 10 第 定によるほか、 「九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は感食事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、 条第八項中「第六項の規定による協議をしようと」とあるのは 第七項の場合には、 道府県知事は、 あらかじめ、 市町村特別申請事業につき、第七項に規定する土 第八条第二項及び第三項、第八十七条第五項から第十項まで並びに前条第八項及び第九項の規定を準用する。 農林水産省令の定めるところにより、当該変更又は廃止につき、 「第八十七条の三第七項の規定により同項に規定する事項を示そうと」と、 地改良事業計 画の変更又は土地改良事業の廃止 概要又は廃止する旨、 当該都道府県の議会の議決を経なければ 廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、 廃止の理 由その他 をしようとする場 |農林水産 この場合にお はならな 湯合に 省令で定 は、 当 んめる事 同 該 V 項 事同条 土地 て、 \mathcal{O} 規
- 域を変更することにより新たな地域をその農用地造成事業の施行に係る地域の一 国又は都道府県が第八十五条の四第一項 部となる地域内にある土地が地方公共団体等有資格地である場合に限るものとする。 の規定による申請に基づい て行う農用 地造成事業に係る土地改良事業の 部とすることができるの は、 その新たに当 計画に つき土地改良 コ該農用 地 事業の 造 成事 施行 業 0 施 に 行に 係

と読み替えるものとする。

水産 あるとき 省令 る 大臣又は都 地 は 変更後 るところにより、 他 道 土地改良事業計画 府県知事は、 予定管理方法等その 第八十五条の四第 土地改良事業計 の農林水 他必要な事 産省令で定める重要な部分を変更し、 画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の計画の ず項を、 項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業に係る土 土 地改良事業の廃止の場合にあつては廃止 又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、 する旨、 廃 概 要及び予定管理方 止 地改良事業につ 0) 理 生由その 他 き、 林 水産 6 地 変更する かじめ、 省令で定 改 良 事業

の同意を得なければならな 変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に 又は廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有するすべての地方公共団体 そ れぞれ示し て、 その変更後の土地改良事業計画に係る土 地改良事業 の施行に係る地域内 (その変更によりその施 紀行に係 係る地域に含め る 地 \mathcal{O} 部 が そ

13 地 とあるのは \mathcal{O} の場合において、 方公共団体等である都道府県の知事を除く。)」と、 定による公告をする前 計画の概要」とあるのは 前項の場合には、 「関係都道府県知事」とあるのは「関係都道府県知事 条の三第十二項の規定により同意を得なければならない地方公共団体等である市町村の長を除く。)」と読み替えるものとする。 「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、 前条第八項中「第六項」とあるのは 第八条第二項及び第三項 「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、 その公告をする事項」とあるのは「第八十七条の三第十二項の規定により同項に規定する事項を示す前に、 第 八十 「第八十七条の三第十三項において準用する同条第四-七条第五項から第十項まで、前条第八項及び第九項並 同項及び第五項中「関係市町村長」とあるのは「関係市町村長(その変更又は廃止について第八 (その変更又は廃止について第八十七条の三第十二項の規定により同意を得なければならない [項] と、 びに第四 項及び第五 「当該土地改良事 同条第九項 項 の規 第四項 中 業 定 その示す事項」 不の計画 土地地 を準 中 用 改良事業 0 す 「同項の Ź。 概

する手続(第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手にいことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項又は前項において準用する第八十七条第五項から第八項までに 第一項、 略することができる。 第七項又は第十二項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそ れ 規だな

15 更 るの 条第 の当該土 は 項 第 項並びに前条第六項から第九項までの規定を準用する。この場合において、同条第八項 「変更後の 地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、 一号の事業につき、土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、 土地改良事業の計画 の概要又は廃止 廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、連用する。この場合において、同条第八項中「当該 する旨、 廃 止 の理 由 その他農林水産省令で定め 又は土地改良事業を廃止する場合には、 「当該土地改良事業の計画 る事項」と読 同条第九項中「土地改良事業の計 み替えるも の概要」とあるの 0 とする。 第八条第二 画 0 は 変

(急施の場合)

八十八条 都道府県は、 第八十五条から前条までに規定するものの外、 応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。 災害のため 急速 に第二条第二項 第五号に掲げる土 地改良事業を行う必要が あ る場合に は、 玉 又

4 前項の応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

(国又は都道府県の行う換地処分等)

良事業の 定により応急工事計 十九条の 施 行に係る地域につき、 農林水産 画 を定め、これに基づいて行なう第一 大臣又は都道府県知事は、 換地 計 画を定めなけ 国営土地改良事業又は都道 'n 一条第二項第 ならない 五号の 事業を除く。 府県営土地改良事業(これらの土地改良事業のうち、 について、 その事業の性質上必要があるときは 八十八 条第 その 項 土 \mathcal{O}

- 2 -七条、 地 良区の理事」とあるのは「国営土地改良事業については農林水産大臣、 計 画を定める場合には、 第二十八条」とあるのは「第二十八条」と読み替えるものとする。 第五 十二条第二項、 五 項 前 段、 六項 都 及び第七 道 府県営土地改良事業については都道 項の規定を準用する。この 場合に 府県知 お 事」 て、 同 同 条 条 第 六 七項 項 中
- 3 は この場合において、 第一項の 「国又は 都道府県、 地計画において定める内容(これに係る事前措置を含む。)については、 第五十三条の三第二項 土地改良区、市町村」と、「土地改良区が」とあるのは「農林水産大臣又は都道府県知事が」と読み替えるもの (第五十三条の三の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。) 第 五十二 一条の五から 第 五十三条 中「土地改良区、 の三 一の二まで 規 町 定 村 を準 لح 用 あ す るの る。
- 者の意見を聴いて、 第一 **項** 匹 中「事 第 項の 項 業の施行」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。 中「前項の規定による認可に係る換地計画に基づく」とあるのは「換地計画に基づく」と、第八十七条第八項中 換 地計画を定めた場合には、第五十二条の四第二項及び第八十七条第五項から第十項までの規定を準用する。この場合にお 第五項」とあるのは「第五項」と、同条第九項中「工事に着手してはならない」とあるのは「処分を行つてはならない」と、 「第八条第 **弗二項に掲げる技術ねいて、第五十二条** 同 条第
- 事業計画書」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と読み替えるものとする。 いて準用する第五十二条第五項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、前項において準用する第八十七条第五第一項の換地計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)については、第二項及び前項の規定を準用する。この場合に 五項中「当!において、!! 該 土 一地改に
- 6 権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部若しくは一部について使用し及び収益することを停止させることが第三項において準用する第五十三条の二の二第一項の規定により換地計画において換地を定めないこととされる従前の土地につき第五条: |換地処分を行なうにつき必要がある場合には、その土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき従前の土地に代わるべき一時利用農林水産大臣又は都道府県知事は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係 る換 地 を 七項 指定し、 掲げる に 又は 基 づ
- た土地 農林水産大臣又は都道府県知事は、換地処分を行う前において、 その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。 同 条第 項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限る。)につき第五 第三項において準用する第五十三条の二の三第三項の規定により仮 条第七 項に掲げる権利を有する者に 対 清算金が支払 期 日 を 定わ \Diamond れ
- 一条の八の 五 場合において、 第六項の規定による 条の六第一項後段及び第三項の規定を、第六項の規定による一時利用地の指定並びに使用及び収益の停止については第五十三条の七及び 規定を、 第五十三条の七及び第五十三条の八中「土地改良区」とあるのは 前項の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の六第一項後段及び第三項並びに第五十三条の七 一時利用地の指定については第五十三条の五第二項から第六項までの規定を、 「国又は都道府県」と読み替えるものとする。 第六項の規定による使用 及び収益 0) 規 定 0 を準 停 止につ 用する。こ 第 1 ては 五. 十
- められた関係事項を通 地処分は 農林水産大臣又は都道府県知事が、 知してするものとする。 当該換地 計画に係る土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、 そ \mathcal{O} 換 地 計 画 に お 11 7

10

換 五. 地 |該換 兀 処分については、第五十四条第二項 |条第四 項 地 分 があつた旨」とあるのは「その旨」と、同条第五項中「都道府県中「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合」とあ 第三項 (の規定による届出」とあるの 及び第四項 から第七項まで並びに第五 同条第五項中「都道府県知事」とあるのは は 「第八十九条の二 第 +九項の るのは 四条の二から第五十五条ま 換地処分」 「農林水産 大臣又は 「農林水産 第五 よでの規 十四条の三中 都 大臣又は都 府 県 定 知事 を準 争は、 道府県 一用す る。 地 換 改 知 地 この 良区」 事 と分をし. 場 とある 合 同条 た場 にお

は 又 は 都 道 府県」と、 第五十五条中 「申請し」とあるのは 申 請 į 又は 嘱託 し」と読み替えるものとする。

- 条の三の規定により、 なければならない金銭の額を除く。)を合計して得た額に相当する額の金銭をその土地改良区に支払い、又はこれらの者から徴収すべきすべての にして、 の者に支払い、 つき第五条第七項に掲げる権利を有する者に支払い、 国又は都道府県は、 ·の額を合計して得た額に相当する額の金銭をその土地改良区から徴収することができる。 その支払又は徴収の期日の相当期間前までにその旨をその土地改良区に通知しなければならない。 又はこれらの者から徴収するのに代えて、これらの者に支払うべきすべての仮清算金等の額(第百二十三条第一 仮清算金、補償金、清算金その他の金銭(以下第十三項までにおいて「仮清算金等」という。)を土地改良区の 第三項において準用する第五十三条の二の三第三項、 又はこれらの者から徴収する場合には、 第八項において準用する第五十三条の八又は前項に この場合には、これらの者に係る仮清算金等の 農林水産省令の定めるところにより、 おい 項の規定により供 って 仮清算金等 地区内にあ 準 用 する 明 細 仮清算 すをこれ る土 を明ら 五. +
- 土地改良 区は、 前項の規定により金銭の支払を受けた場合には、農林水産省令の定めるところにより、その支払の通 知に 保る 间項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 仮 清算金 等 0) 明 細
- 13 土地改良区は、 仮清算金等をその地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に支払わなければならない。 第十一項の規定により徴収される金銭を国又は都道府県に納付した場合には、農林水産省令の定めるところにより、 その 徴 収 \mathcal{O}
- 14 係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者から徴収することができる。 各項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、 政令の定めるところにより、 都道府県知事が行うこととすることができる。

又 は一 部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。 域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより)、国営土地改良事業の施行に係る地 国は、 政令の定めるところにより(国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、 農林水産大臣 が当該廃止に係る国営土地改良事業の 域 の施 全行

- 行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するもの 定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。 項の都道府県は、 政令の定めるところにより、条例で、 国営土地改良事業 その他農林水産省令で定めるものから、 (市町村特別申請事業を除く。) によつて利益を受ける者 その者の受ける利 益を限 度として、 同 \mathcal{O} 項 施 \mathcal{O}
- 3 第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業 第五項 下同じ。)に係る第一項の規定による負担金については、 九十四条の 八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により土 前項の規定によるほか、都道府県は、 (公有水面埋立法により行うものその他国の所有に属する土地について行うも 地を取得した者から当該負担金の全部又は 政令の定めるところにより、 条例で、 部 を徴 第九 収することが + Ō 兀 に 条の 限
- 前二項に掲げる者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土 担金に代えて、 その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。 地改良区 の組合員である場合に は、 都 道 府県 は、 その 者 対す
- 5 申請事業を除く。 項 に掲げる者に対する負担金に相当する部 都道府県は、 第二項 の施行に係る地域 及び第三項の規定による負担金の全部又は一部の徴収に代えて、 の全部又は一部をその区域の全部又は一 分の 負担金を負担させることができる。 部とする市町村に対し、当該市町は収に代えて、政令の定めるところ この 場合においては、 7し、当該市町村の区域)定めるところにより、 都 道 府県は、 l域内にある土地に係る第二項へ、国営土地改良事業(市町村 あらか ľ 当 該 市 村

- 同 意を得 な け れ なら
- 市 町 は、 政令の定めるところにより、 条 が例で、 同 項に規定する者か いら、 同 項に規定する部 分の 負 担金を徴収することができ
- 7 二項、 徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない。 四項又は前項の場合において、 第八十八条第一項の規定により国が行う土 地改良事業に係る負担金の徴収については 都道 府 県又 は 市 町 村
- 8 国が行う市町村特別申請事業 を限度として、 て (又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該国営市町 /ける農林水産省令で定める者から、その者の受ける利益(関連土地改良事業又は関連管理事 第一項の都道府県は、 (政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)を行う者その他国営市町村特別申請事業によつて利益を「関連土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するも 同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。 政令の定めるところにより、 (以下「国営市町村特別申請事業」という。 条例で、 《」という。)と一体となつてその効果が生じ、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、 業を行う者にあつては、それぞれその行う関連土 村 若しくは増大するもの 若しくは 特別申請事業によつて受ける利益の 内容の 部に む 土 改 項に 地 良 合計) 改良事 事 お業で
- 第一項の都道府県は、 Xける利益を限度として、第一項の規定による負担金の一部を負担させることができる。第二項から第五項まで及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、国営4 営土地改良事業によつて利 益を受ける 市 町 村
- 10 第一項の 一項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、し、その市町村の受ける利益を限度として、第一項の規定による負担金の一部を負担させることができる。 当該都道 府 県 \mathcal{O} 議 会 \mathcal{O} 議 を 経 て定
- 11 つたことを知つた日の翌日から起算して三十日とする。 第二項から第四項まで、第六項又は第八項の規定による処 なければならない。 分につい ての審査 請 求に 関 する行政不服審査法第十八条第 項 本文 の期 間 は、 そ の 処 分 あ
- 13 12 府県 審査 知 事又は 請求については、行政不服審査法第四十三条の規定は、 町 村長は、 第十一 項 の審査請求がされ たとき は、 適 同 用 項 L 気に規定しない。 定 する 期 間 満了 後五 十月 以 内にこれ を裁 決し な け n ば な

]営土地 改良事業に係る特別徴収 金

市

年を経過する日までの間 が、 目 規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の二第三項の規定による公告があつた日 び第八十八条第一項の規定により国が行う土地改良事業を除 一の移転 的 有 外用 当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、 そ 等を受けて、 途」という。 移 国 の者から、 転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その 都道 府県又は市町村は、 政令の 目的外用)に供するため に、 当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途 定めるところにより、 途に供した場合を除 所有権の移 玉 営土 一地改良事業(第八 !転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合 A
✓ (都道)には、一時的に目的 府県及び र् 十七七 以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にあ 市 町 条の二第一項の規定により国が行う同 村 にあ つては、 外用途に 条例で、 供するため所有権の移転等をした場合、 特別 (政令で定める用途を除く。 徴収 金を徴 項第一号 (当該 収 土地 0 することができる 事業、 を目的外用 (その その公告した日) 玉 目的 |営市 以 F る土地に 的外用途に供するため所 下この 他 前 町 に、 村 令で 頃に 農林 つき 别 定める場 申 以 水産大 お いて 後

6

な

- 場 合 市 村 が 収 金を徴収する場合を除く。 前 条第四 項 の規定 を 用
- 3 り都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土 るところにより算 条第 徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を限度とする。 る額を差し引いて得た額を限度とし、 項 定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、都道 \mathcal{O} 項 別徴収 第四 項 、定される額から当該国営土地改良事業につき前条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうち当 第五項又は第九項の規定により都道府県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定 玉 が徴収するものにあつては、 市町村が徴収するものにあつては、 玉 営土 地改良事業に要した費用のうちその 国営土地改良事業に 府県が徴収するものにあつては、 つき同項の規定により市 徴 収に係る土 国営土地改良事業につき同 地 に ||町村 係る部 「該土地に が負担 分 する負担 係 る部 とし て 事業につ 0 のうち 規 令 をし 定に \mathcal{O}

その

- 途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、 過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八)用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自営する日までの間に、当該土地を第九十四条の八第四項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により公告されたその土地外の八の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により取得した者又はその承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後八年を経国、都道府県又は市町村は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成された土地を第九十四条の八第五項(第九十四 条例で、)特別徴収金を徴収することができる。 政令の定めるところにより、(都道府県及び市 目的外用途に供した場合を除く。)には、一時的に目 町村にあ のてはい外用
- 《合において、同項中「同条第二項、第四項、第五項」とあるのは、「同1項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。)には前条第四 都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業1において、同項中「同条第二項、第四項、第五項」とあるのは、「同条第三項から第五項まで」と読み替えるも 【条第三項から第五項まで」と読み替えるものとする。 「項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項 の額については第三項 0) 規 定 を 準 用 す رِ چ
- 6 受けて、 という。 有する者が、 業」という。)の施行に係る地域内にある土地 つては国営市 となつてその効果が生じ若しくは増大するもの する際 !連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途 目)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合 国 |営市 除 的 当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第百十三条の二第二項又は第三項の規定による公告があつた日、 既 外用途に供 町村特別申請事業の工事の完了につき第百十三条の二第三項の規定による公告があつた日以後八年を経過する日までの き に当該 町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に適合するものに限る。 その者 地が災害等により当該関 した場合を除く。 政令の 定めるところにより、)には、 (当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。) につき第三条に規定する 連 (以下この項において「関連土地改良事業」という。) 又は土地改良施設の管理を内容とする土 土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつている場 時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、 (都道府県及び 市 惧の規定を、前項のi 市町村にあつては、i (政令で定める用途を除く。 条例で、)特別徴収 (当該土地を目的外用途に供するため 目的外用途に供するため所有 以下この 仏金を徴 以下この項に 収 玉 営市 することが 項におい において 間 の合その て「目 所 関連管理 有 当 関 的 該 他 外 土 事 令で定 の移転 業にあ 資格、 転 用 地 管 地 等を 途 を当 理 改 と
- 合 (市町村 同 項 が 営土 微収金を徴収する場合を除く。 地改良事業」とあるの は 「国営市)には前条第四 町 村 別 申請 項 項の 同 条第 特別徴収金の額については第 第 加 第五項」とあるの 三項 規 は 定 を準用する。 八項」

と読み替えるものとする。

- から第十三項までの規定を準用する。 項、 第四項、 第六項又は 第二項、 第五項若しくは 前 項 に お 1 7 準 用 する前 条第四 項 の規定による処分につい ての審査請求に 0 V て は 同 条 +
- 9 より徴収する金銭を含む。)の徴収については、 玉 が徴収する第 -項、 第四項又は第六項の特別 第八十九条の三の別徴収金(これらの 規定を準用する 特別徴収金に代えて第一 項、 第五項又は第七項に お いて 準 甪 でする前 条第 几 項 \mathcal{O} 規 定に

(都道府県営土地改良事業の分担金等)

:に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、十一条(都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く。 町村特別申請事業を除く。)によつて利益を受ける者 地方自治法 (昭 和二十二年法律第六十 七 号 施

)第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

る分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、 全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、 都道府県は、 前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土 その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者にいに代えて、都道府県営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く。)の施行に係る地 都道府県は、 あらかじめ、当該市町村の同意を得なけ ればなら ない。 対域の

3 項の市町村は、 政令の定めるところにより、条例で、 同項に規定する者から、 同項に規定する部分の費用を地方自治法第二百二十四

て徴収することができる。

5

第一項の場合には第九十条第四項及び第七項の規定 を、 前項の場合には同条第七項の規 定を準用する。

の 連 都道府県は、 良事業又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県営市 益を受ける農林水産省令で定める者から、その者の受ける利益(関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者にあつては、 土地改良事業」という。)又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大する .特別申請事業(以下「都道府県営市町村特別申請事業」という。)と一体となつてその効果が生じ、若しくは増大するもの (政令で定める要件に適合するものに限る。 政令の定めるところにより、 土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、 以下この項において「関連管理事業」という。)を行う者その他都道 若しくは内容の一部に含む土地改良事業で都道府県 府県営市町村特別申請事業によつ 町村 特 それぞれその行う関連土 別申請 (以下この項に 業によって受け おいて「 た行う市

益の合計) を限度として、 地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

その市 都道府県は 町村 の受ける利益 第 項、 第二項及び前項の規定によるほか、 を限度として、 その事業に要する費用の一部を負担させることができる。 政令の定めるところにより、 都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町 この場合においては、 第九十条第十 · 項 の規定を準 村に 対 用す

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

十一条の二 規定 に より都 都 道 府県又は市町村は、 道 府県が 行なう土地改良事業を除く。 政令の定めるところにより、 以下この 条例で、 項及び第三項において同じ。 都道府県営土地改良事業 の 施行に係る地域内にある土地に 施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定(都道府県営市町村特別申請事業及び第八十八条

する資格を有する者 供するため所有権 外用途に供した場合を除く。)には、その者から、 の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合 当該土 地 を当該都道府県営土 地改良事業の 特別徴収金を徴収することができる。 計画 において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的 (当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受け 外用 途」と

- 場合(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。)には、第九十条第四項の規定を準用する。
- 3 その徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を限度とする。 る第九十条第四項の規定により都道府県が徴収する分担金又は負担金のうち当該 して条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき前条第一項、 引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業につき前条第六項の規定により市町村が負担する負担金 第一項の特別徴収金の額は、都道府県が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業に要する費用のうちその徴収に係る土地 土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差 第二項若しくは第六項又は同条第四項において準用す に係る部 のうち \mathcal{O} 額と
- ものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。)の施行に係る地域内にある土地(当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地 地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの(政令で定める要件に この場合において、 あるものに限る。 条第四項に 土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、 以外の用途 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む 都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)又は土設道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業 項の場合 おいて準用する第九十条第四項」とあるのは「前条第五項」と読み替えるものとする。 (市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。)には第九十条第四項の規定を、 (以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合)につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画若しくは関連管理事業計画において予定 同項中「都道府県営土地改良事業」とあるのは「都道府県営市町村特別申請事業」と、 目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、 別申請事業」と、「前条第一項、第二項若しくは第六前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準 特別徴収金を徴収することができる。 しくは第六項 十用する 合する でする用 文は 域内
- 規 定を準用する。 四項又は第二項若しくは前項において準用する第九十条第四項の規定による処分についての 審 査請求に つい ては、 同条第 十一 項 から 第

権利関係の調整)

金銭を負担した組合員を含む。)若しくは第九十条第六項若しくは第八項の規定により負担金を負担した者又は第九十 同 条第四項の規定によりその負担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てるため、その土地改良区が第三十六条第一項の規定により賦 条第四 項 第六十条、 の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。)若しくは第九十一条第三項若しくは第五項の分担金を負担した者」と、 国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行 規 項において準用する第九十条第四項の規定によりその分担金に代えて土地改良区が徴収される金銭に充てるため、その土地改良区が第三十 とあるの 第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは は 「農林水産省令又は条例」と、 第六十四 つた場合には、 条中 「第百十三条の二第二 第五十八条から第六十五条までの規定を準用する。 項」とあ 「第九十条第二項の規定により負担金を負 めるのは 「第百十三条の二 一 条 第 一 項の分担金を負 第六十一 担した者 課 微収す いみ替え /担した

るものとする。

(土地改良施設の申出による管理)

第九十三条 県において管理すべきことを申し出た場合において、 国又は都道府県は、土地改良区その他の者が、農林水産省令の定めるところにより、その所有し、 その申出を相当と認めるときは、 その土地改良施設を管理することができる。 又は管理する土地改良施設 を国又は 都 道府

立予定地については、この限りでない。 定地」という。)について、政令の定めるところにより、その事業の完了前、地区ごとに土地配分計画をたて、これに基づき、埋立予定、九十四条の八の農林水産大臣は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地 一分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。 ただし、 次条第三項の規定により農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構 **ル地の所在、予定地(以下「埋立予** に配分される埋

2~4 (略)

るときは、当該完了の期日において、 .おいて、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき国の所有権が存す第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る当該土地改良事業の完了の期日 その国の所有権は、 消滅する。

6~8 (略)

第九十四条の八の二(略)

2~5 (略)

6 第三項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、 前条第四 項 から第八項までの規定を準用する。

(土地改良事業の開始)

第九十五条 ならない。 理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、 農業協同組合、 農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体(政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。)若しくは農地 農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受け なけ 中間管 れば

2 · 3 (略)

4 都道府県知事 は 前項において準用する第十条第一項の認可をしたときは、 遅滞なくその旨を公告しなければならない。

5 (略)

第九十五条の二 (略) (土地改良事業の変更等)

2

3 中間 く。」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、第九十五条の二第二項の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条 での規定 の二以上の同意」とあるのは び第六項中 第一項の .管理機構の社員及び第九十五条の二第二項の同意、 (前 場合には、 項に規定する場合にあつては、これらの規定のほ 意」とあるのは「第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意」と、「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同章「定款」とあるのは「規約」と、第四十八条第四項中「第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、 七条第五項及び第六項、 第 八条、 同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の二第三項におい 九条、 か、 第五条第三項の規定) 第十条第 項 及び第五 「同項及び第九十五条の二第二項」と、 を準用する。この場合において、 項並びに第四十八条第四 社団たる当該農地利用集積円滑化団体又は農地米の二第二項」と、同条第十二項中「組合員を除 項、 第六項及び第十 第八条第一項、 -項から 意」とあるの 「組合員 の三分 用す

土地改良区に関する規定の準用

-八条第六項の申出をした者を除く。

」と読み替えるものとする。

二条第四項、 には」とあるのは 五. 十六条 ,十二条の二から第五十五条まで、第五十六条第二項、第五十七条から第五十七条の三まで並びに第六十三条の規定を準用する。 条において準用する第五十四条第四項の規定による公告があつた日) 権利を有するすべての者の同意を得なければならない。」と、第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十 十二条第五項中「第五条第七項に掲げる権利を有するすべての者で組織する会議の議決を経なければならない。」とあるのは、 第九十五条第一項の規定により行なう土地改良事業には、第四十七条、第五十条、第五十二条第一項から第五項まで、 第五項、 「その土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の二第二項の規定による公告があつた日(換地処分に係る場合にあ 第八項及び第九項並びに」と、第六十三条第三項ただし書中「第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合 から起算して一年を経過した場合は」と読み替えるものとする。 この場合におい 「第五条第七項に掲げ つては、 て、 第 第

土地改良事業の開始)

- 市町村は、 土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。
- 地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成) 規定する資格を有する者の三分の二(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土 要(全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。)その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条 とする土地改良区があるときは、 つき同条に規定する資格を有する者の三分の二)以上の同意を得、 項の規定により土地改良事業計画を定めるには、 その土地改良区の同意をも得なければならない。 市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概 かつ、当該土地 改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地 を定め、 (三以 区の 上 又は \mathcal{O}
- (事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なけれ)成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の土地改良事業計画を定めるには、市町村は、 前 ば 項の ならない。 規定による 同 意 ほ その
- 4 場 合におい て、 その 土地改良事業計画が農用地 造 成事業等の施行を内容とし、 又は内容の 部に含むもの であるときは、 そ の 農用 造 成 事業

等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

- 5 とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、 町村は、 項の規定により土地改良事業計画を定める場合において、 当 該 土地改良事業の施行に係る地 あらかじめ、 その意見を聴かなければなら 域の 全部 又は な 部 をその 地 区 0 全 又 は
- 6 一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、遅滞なく、 これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 を準用さ に含めるには」と、 項の場合には、 する。 この場合において、 第七条第五項中 第五条第六項及び第七項、 第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「当該土地改良事、項及び第七項、第七条第三項から第六項まで、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項から 「第一項の規定により申請をする者」とあるのは 「市町村」と読み替えるものとする。 業の施行に係 第 +-項まで \mathcal{O} る地 規 定

(土地改良事業の変更等)

十六条の三 当該市町村の議会の議決を経なければならない。 前条第一項の規定により土地改良事業を行う市 町村は、 当該土地改良事業の計画を変更し、 又は当該土地改良事業を廃止 しようとする場

- つては、 る場合には、 事 の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。 者の三分の二 た地域内)、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行してい 域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地 行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業に 業につき、その名称及び廃止の理由)を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、 変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成) .の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改 ようとする場合には、 その変更後のその施行に係る地域)内(これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る 項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、 廃止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、 その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内にある土地につき第三条に規定する資格を有す 以上の同意を得、かつ、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地 あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業 その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改 その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあ 又は土 土地改良 改良 事業につき、そ 域に含 を 計止 0 良 \mathcal{O}
- アは一 第一項の市 前項の三分の二以上の同意及び土地改良区の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は 農用 部となるものに限る。)をし、 一町村は、 地外資格者 農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更(その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用 についてその全員の同意を得なければならない。 又は農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合 部となる地域 地造成 内にある土 域 \mathcal{O} 全
- 甪 定する土地改良事業計 ずる。 画の変更については、 その変更により新たに 農用地造成地域の 全部 又は 部となる地域につき第五 条第 五. 及び 六条

- 5 する者」とあるのは「市 は」とあるの 画を定める」とあるのは の同意」と、 の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施 項まで並びに前条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第 は 「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、 同条第 六項中「第三項及び第四項」とあるのは 五条第六項及び第七 村」と、 「第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画の変更をする」と、 第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは 項、 第七条第五 行」と読み替えるものとする。 項及び 「同項及び第九十六条の三第二項」と、 第六項、 第八条第二項及び第三 項、 第四 前条第五項中「第一項の規定により土 「当該土地改良事業の施行」とあるの 第七条第五項中「第一項の規 + 八条第四項及び 「第九十六条の三第二項の三分の二 項の一 第六項、 定の地域を により申 地 改良事 んめるに 「その
- 六項の場合にあつては、 かである場合には、 、である場合には、市町村は、前項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続項の規定による土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の: これらの手続のほか、 前項において準用する第八条第二項に規定する手続) を省略することができる。 権利又は利益を侵 (前項において読み替えて準用 害するおそれ

(準用規定

る土地 第五 一項 掲げる技術者の意見をきいて、 前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」」とあるのは 良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条」とあるのは 規定する資格を有する者 施行に係る地 合員」とあるのは「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する第一項に規定する者」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、 する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条の二第一項中「定款」とあり、第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十 は 七条、第五十条、 「条例をもつて、 十六条の四 及び第三項中 十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、 「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十五条中「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、 につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、 項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地 第 「「「「「「「「「「「「「「「「」」」」」」である。「「「「「「「「」」」」では「「「「」」」では「「「「」」」では「「「「「」」」では「「「「」」では「「「「」」では、「「「」」では、「「「」」では 「 「 「 」」では、「「 」」では、「「 」」では、「 」と、第三十六条の二第一項中「組合員が、土地改良事業の「 第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第四項中「組 二項」とあるのは「第百十三条の二第三項」と、第八十八条第一項中「第八十五条から前条まで」とあ項において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担 第九十六条の二 都道 管理規程を定め」と、第五十八条、第六十条、第六十一条第一 第五十二条第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二条の二から第五十五条まで、第五十十六条の二第一項の規定により行う土地改良事業には、第三十六条第一項及び第四項から第七項まで、第三十六条の二第 国 又は都道 府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、 が、その第三条に規定する資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは 同条第六項」とあるのは「前条第六項」」と、 府県は、 応急工事計 画を定めて」とあ いるのは 市 第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とある 町村 項及び第三項並びに第六十二条第一項中 当該 第八十八条、第九十条第四項並びに第九十三条の 市 町 村 議会の議決を経て応急工事計 「第二十八条」と、第五十二条の三第二項 「その者」と、第五十二条第六項中「当 同条第一項中 めるのは こしたもの」と、 組合員」とあるの 管理規程を定め」とあるの 「第九十六条の二及び 第五十七条 [を定 第五十七条の二第 「「前条第二項に 条中「第 該 の内にあ を準用 中 土: 地改

担 金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、 十条第四 「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者(国及び都道府県を除く。)」と読み替えるものとする。 項 中 「前二項に掲げる者」とあるのは「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する第三十六条第一項に規定する者」と、 「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、 第九十三条 「対する負

2 頭において読み替えて準用する第八十八条第一項の応急工事計画については、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

業委員会の交換分合 計画の決定手続

の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、その請求を相当と認めるときは、その農用地に関し交換分合を行うため交換分合る市町村については、当該農業委員会の区域。本項及び次項において同じ。)内にある場合にあつては当該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村ことを請求した場合において、その農用地が一の市町村の区域(農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれてい とする権利を有する者の二分の一以上の同意を得てその一定の農用地に関し第二条第二項第六号に掲げる事業(以下「交換分合」という。)を行うべき 八十七条 を定める。 を含む一定の農用地を定め、その農用地について所有権、 権原に基き耕作又は養畜の業務を営む者二人以上が、 地上権、 農林水産省令の定めるところにより、これらの者が耕作又は養畜の目 永小作権、質権、賃借権、 使用貸借による権利又はその他の使 用及び収益を目的 的に供し 7 いる農

- 2 該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、 (用地につき交換分合計画を定めることができる。 前項の規定による請求がない場合においても、特に必要があると認めるときは、交換分合すべき農用地が一の市町村の区域内にある場合にあつては当 交換分合を行うべき農用地及び交換分合計画の概要を公告し、 その農用地について同項に掲げる権利を有する者の二分の一以上の同意を得て、 農林水産省令の定めるところによ その
- 3 前 る権利を有する者の三分の二以上の同意がなければならない。 二項の規定により農業委員会又は関係農業委員会が交換分合計画を定めるには、 その交換分合計画により交換分合すべき農用地に . つ Ņ ての 第 項に

6 略

第九十八条 略

2 9 略

11 10 道府県知事 は、 第 八項 \mathcal{O} 認可をしたときは、 遅滞なくその旨を公告しなけ れ ばならない。

略

(土地改良区の交換分合計画の決定手続

第 九 2 九十九条 項の規定により交換分合計画を定める場合には、 土地改良区は、 交換分合を行おうとする場合には、 第五十二条第五項前段、 交換分合計画を定 第六項及び第七項の規定を準用する。 め、 都道府県知事の認可を受けなけ ばならな

3 ζ 11 略

13 12 都道府県 知 事 は、 第 項 0 認可をしたときは、 遅 滞なくその旨を公告しなけ

ればなら

(略

町村の交換分合計 画 の決定手続

- 第百 その他農業構造の改善に資することが明らかであると認められるときは、 |農用地に関し交換分合を行なうことが、その土地改良事業の効率的な施行及びその地域内の土地につき耕作又は養畜の業務を営む者の農用地の集団||条の二||第九十六条の二第一項の規定により市町村が土地改良事業を行なう場合において、その土地改良事業の施行に係る地域内の農用地を含む||1 一画を定めることができる。 その市町村は、 都道府県知事の認可を受けて、 その一定の農用地につき交換分 団定定
- 前項の場合には、 改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、 第九十九条第二項から第十三項までの規定を準用する。 第九十九条第二項において準用する第五十二条第七項中「第二十七条、 この場合において、 同条第二項において準用する第五十二条第六項中 第二十八条」とあるのは第五十二条第六項中「当該

第二十八条」と読み替えるものとする。

第百 水の使用に関する権利の交換分合について準用する。 [十一条 第九十七条から第百九条までの規定は、[農用地以外の土地等の権利についての交換分合] 農用地の集団化に伴つて行う農用地の利用上必要な土地に関する権利、 農業用施設に関する 利 及び

事の完了等の場合の公告等)

- 第百 旨を都道府県知事に届け出なければならない。 十三条の二国、 全又は利用上必要な施設の管理の事業については、 都道府県及び市町村以外の土地改良事業(第二条第二項第六号に掲げるものを除く。)を行う者は、土地改良事業の工事 管理)に着手し、 又は工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合に は、 遅滞 (農用: なくその 地 \mathcal{O}
- 2 都道府県知事は、 前項の規定により土地改良事業の工事の完了に係る届出があつた場合には、 遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 3 農林水産大臣、 都道府県知事又は市町村長は、 工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、 遅滞なくその旨を公告しなけれ ば ならな

(登記 所 へ の 届 出

- 第百 け出なければならない。 十三条の三 農林水産省令で定める土地改良事業を行なう者は、 その土地改良事業の工事に着手する前に、 管轄登記所に農林水産省令で定める事項を
- 2 のば ならない。ただし、 前項の土地改良事業を行う者は、その土地改良事業の工事に着手し、 に代えて、 それぞれ当該各号に掲げる公告をしたときに、 次の各号に掲げる規定の規定により当該土地改良事業の計画に別段の定めをした場合には、 遅滞なくその旨を届け出なければならない。 又はその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記 当該土地改良事業の 工事を完了した旨 所に届け出 なけ れ

- 第五十四 第二項ただし 書 (同条第七項において準用する場合を含む。) 第五十二条の二第四項において読み替えて準用する第八条第六項 0 規定
- 二 第八十九条の二第十項、 替えて準用する第八条第六項の規定による公告 おいて準用する第八十七条第五項の規定による公告又は第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十二条の二第四項におい第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十四条第二項ただし書及び同条第七項(第八十九条の二 兀 項

記

とともに、分割の手続をしなければならない。 一項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地の一部が編入されている場合には、 同項の規定による届

行に係る地域を数区に分けた場合)

第百十七条 及び第五項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。)、第百十三条の二、第百十三条の三並びに第百十四条第二項の規定並びに第九 十六条において準用する第六十三条第三項ただし書の規定の適用については、それぞれ、 土地改良事業の施行に係る地域及びその地域 に係る土地 良事

、土地改良事業に係る損失補償

第百二十二条 八条第十項又は第九十九条第十二項(第百条の二第二項(第百十一条において準用する場合を含む。)及び第百十一条において準用する場合を含む。) 条の三第六項、第十項及び第十三項、第九十六条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十 第十条第三項、第四十八条第十一項(第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)、第八十七条第五項(第八十七条の二第十項、第八十七 ついての損失は、 規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置した場合には、これ 土地改良事業を行う者は、その事業の利害関係人がその事業によつて通常受けるべき損失を補償しなければならな 補償しなくてもよい。 ただし、 都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合には、この限りでない。

選 挙等の取消

方法が法令、 三十六条 法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、 地改良区の組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、 総会、 総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは議員 その議決又は選挙若しくは当選 決定の日 一月

内に、そ くは当選を取り消すことができる。 の議決又は選挙若しくは当選の 取消し を請求し た場合にお いて、 都 道 府県知 事 は、 その違 反の事 実があると認めるときは、 その 決議 又 は

2 Ŧī. 《び第百十一条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の会議に準用する。「項において準用する場合を含む。)、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項(第百条の二第二前項の規定は、第五十二条第五項(第五十三条の四第二項(第九十六条の四第一項において準用する において準用する場合を含む。 (第百条の二第二項 (第百十一条において準用する場合を含む。 第八十九条の一 第二 項 (同

\bigcirc 立行政法人水資源機構法 (平成十四年法律第百八十二号)

(築にあっては、水の供給量を増大させないものに限る。) 又は改築を行うこと。水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設(当該施設のうち発電に係る部分を除く。|条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。 以下この号において同じ。 の新築 (イに掲げる施設

ダム、河口堰、 湖沼水位調節施設、多目的用水路、 専用用水路その他の水資源の開発又は利 用 元のため 0) 施設

イに掲げる施設と密接な関連を有する施設

口 1

2

業実施計

関係都道府県知事に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 機構は、 前条第一項第一号の業務を行おうとするときは、政令で定めるところにより、 水資源開発基本計画に基づいて事業実施 同様とする。 計 画を 作 成

- 2 主務大臣は、 前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとした者が、その後の事情の変化により当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利用して |水を水道又は工業用水道の用に供しようとしなくなることをいう。以下同じ。)をする者を含む。)又は当該事業実施計画に係る水資源開発施設を利 の負担をする者の同意を得なければならない。 して流水をかんがいの用に供しようとする者の組織する土地改良区の意見を聴くとともに、 用して流水を水道若しくは工業用水道の用に供しようとする者(当該事業実施計画の変更に際し、事業からの撤退(当該事業実施計画に係る水資源開 機構は、 第一項の規定により事業実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、 第二十五条第一項の規定による費用の負担について当該費 当該水資源開発 施
- 土地改良区は、 しようとする者 カン 当 該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らか 前項の同意をするには、 (施設の更新のために行う前条第一項第一号の改築の業務で当該改築に係る施設の有している本来の機能 政令で定めるところにより、 総会又は総代会の議決を経、 カン その組合員 のうち同項の の維持を図ることを目 なものとして政令で 流 水をかん が いの 的の用

定める要件に適合するものにあっては、当該現に流水をかん がいの用に供する者を除く。)の三分の二以上の同意を得なければならな

- 5 きは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 主務大臣は、 かんがい排水に係る前条第一項第一号の業務(特定施設に係るものを除く。)について第一項の規定による事業実施計画 の認可 をしたと
- 6 を受けて、 機構は、 当該事業実施計画を廃止しなければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。事業実施計画に基づく事業を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、関係都道府県知事に協議するとともに、 主務大臣 \mathcal{O} 認可
- 当該事業実施計画の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。)の意見を聴くとともに、 機構は、 前 項の規定により事業実施計画を廃止しようとするときは、政令で定めるところにより、 第二十五条第二項の規定による費用の負担に あらかじめ、 第三項の 規 定により ついて当該費用 意見を聴 た者

(土地改良法の準用)

負担をする者の同意を得なければならない。

第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。)、第九十五条第四項、第九十八条第十項又は第九十九条第十二項(第百条の二第二項(第百十一いて準用する場合を含む。)、第八十七条第五項(第八十七条の二第十項、第八十七条の三第六項、第十項及び第十三項、第九十六条の二第七項並びに 律第百九十五号)第百二十二条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第十条第三項、第四十八条第十一項:十五条 機構がかんがい排水に係る第十二条第一項第一号の業務(特定施設に係るものを除く。)を行う場合については、-三条第五項の規定による公示」と読み替えるものとする。 条において準用する場合を含む。)及び第百十一条において準用する場合を含む。)の規定による公告」とあるのは、 (特定施設に係るものを除く。) を行う場合については、土 「独立行政法人水資源機構法第十 第九十六条の二第七項並びに (第九十五条の二第三項にお 地改良法 兀

○ 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)(抄)

(定義)

弗二条 (略)

2~4 (略)

5 取得する次に掲げる権利をいう。 この法律において「農地中間管理権」 とは、 農用 地等について、 次章第三節で定めるところにより貸し付けることを目的として、 農 地 中間管 理 構が

- 賃借権又は使用貸借による権利
- 所有権 するものに限る。 (農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託 (第二十七条第 一項において「農地貸付信託」という。 の引受けに 取
- 三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十三条第一項に規定する利用

管 理事業規

第八条 都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 農地中間管理機構は、 農地中間管理事業の開始前に、 農地中間管理事業の 同様とする 実施に関する規 程 (以 下 農地中間管理事業規程」 という。)を定め、

農地中間管理事業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 基
- 農地中間管理権を取得する農用地等の基準 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の
- 農地中間管理権の取得の方法
- 七六五四 第十八条第一 項に規定する農用地利用 配 分計 画 の決定の方法

 - 第二条第三項第三号に掲げる業務の実施基準
 - 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるため $\hat{\mathcal{O}}$ 体制に 関
- きは、 都道府県知事は、 道府県知事は、第一項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のその他農地中間管理事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項 その認可をしなければならない。 いずれにも適合し めると

はする事

- 基本方針に適合し、
- るものであること。 前項第一号に掲げる事項が、 ?事項が、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用のかつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。 元の効率 化 及び高度化を促進する効果 が 高 見 込 ま
- を取得することを内容とするものであること。 切と認められるものであり、 前項第二号に掲げる事項が、 かつ、 かつ、第十七条第一項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容その他地域の事情を考慮して農地農用地等として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないことその他農用地等の形状又は性質に 中 照らして 間 管理
- があると認められる場合に農地中間管理機構が農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れることを内容とするものであること。 おいて同じ。)からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、 前項第三号に掲げる事項が、農用地等の所有者(当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含 農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図 るため É 下この 特 に必要
- Ŧī. 前項第四号に掲げる事項が、 地域の農業の健全な発展を旨として、 公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うも Ō
- 前項第五号に掲げる事項が、 農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれる場合に実施することを内容とするものであること。
- 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。
- 5 知事は、 管理機構は、 項の認可をした農地中間管理 項の認可を受けたときは、 事業規 その農地中間管理事業規程を公表しなければならない。 程が農地中 -間管理 事業の的確な実施上不適当となったと認めるときは、 農 地 中間

(農用地利用配分計画)

第十八条 認可を受けなければならない。 一項において「賃借権の設定等」という。)を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、 農地中間管理機構は、 農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転 農用地利用配分計画を定め、 (以下この条及び第二十一条第 都道府県知事の

2~7 (略

 \bigcirc 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法 (平成二十五年法律第九十五号) (抄)

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靭化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一~四 (略)

五. 国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、 (略) 大規模自然災害等に対する脆弱性の評価 (以 下 「脆弱性評価」という。)を行うこと。

〇 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄

(分担金)

第二百二十四条 充てるため、 当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限へ、普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、 その受益の限度において、 数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、 分担金を徴収することができる。 その必要な費用に

○ 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)(抄)

(農用地利用集積計画の公告)

第十九 同 意市町村は、 農用地利用集積計画を定めたときは、 農林水産省令で定めるところにより、 遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

○ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)(抄)

第三条 この 法律において「農用地等」とは、 次に掲げる土地 を

- 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」という。
- 木竹の生育に供され、 併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(農用地を除く。
- 農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設 (前号の施設を除く。) で農林水産省令で定めるものの用に供される土地

町村の定める農業振興地域整備計 画

第八条 (略)

一 農用地等として利用すべき土地の区域(以下「農用地区域」という。)及びその区域内にある土地の農業上の用途区分農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

略

3 • 4

業振興地域整備計画

ばならない。市町村の定めた農業振興地域整備計画が第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、 様とする。 都道府県又は市町村は、 農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、前条第一項の規定による基礎調 項の規定による農業振興地域整備計画の決定により変更を必要とするに至つたときも、 遅滞なく、 農業振興地域整備計画を変更し 査 なけ の結 れ 果

ために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の 土地を農用地 区 域 から 除 外する

適当であつて、 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の 農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。 甪 途に供することが 必 要か 0

二 当該変更により、 いと認められること。 農用地区域内における農用地の集団化、 農作業の効率化その他土地の農業上の効率的 かつ総合的 な利用に支障を及ぼすおそ れ がな

かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利

用の集積に支障を及ぼすおそれがな

いと認

めら

れ

確

保

当該変更により、 農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

当該変更により、

農用地区域内における効率的

五. 四 |変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、 当該土地が、 農業に関する公共投資により得られる効用 0

を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

3 • 4 (略

○ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)(

(農用地開発のための交換分合)

第二十二条 定めるものを除く。)につき交換分合計画を定め、 東京都は、 振興開発計画に基づく効率的な農用地 当該土地に関する権利の交換分合を行うことができる。」な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農田 開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地 (政令で

2 (略)

3

項の交換分合に関して準用する。土地改良法第百条の二から第百八条まで、第百十三条、 第百十三条の三から第百十五条まで、 第百二十三条その他同法の交換分合に関する規定は 第

4 (略

○ 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)(対

(事業)

第七条 (略)

2 組合は、前項に規定する事業のほか、 第一 条の目的を達成するため、 その地区内において、 次に掲げる事業の全部又は 部を行うことができる。

一~四 (略)

五 客土、暗きよ排水その他の農地の 利用又は保全のため必要な事業で政令で定めるもの

六~九 (略)

3 • 4 (略)

(土地改良事業の施行)

第十二条 十六条を除く。)の規定並びに第百三十八条 規定により土地改良事業を行う農業協同組合とみなして、同法第二章第三節及び第五章(第百十三条の二第三項、第百十九条、第百二十条及び第百二二条(組合が第七条第二項第五号に掲げる事業を土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業として行う場合には、組合を同法第九十五条第一項 (第二号から第四号までを除く。)、 第百三十九条及び第百四十二条の規定を適用する。

0 日 本大震災に対処するため 0 土地改良法 の特例に関する法 律 (平成二十三年法律第四十三号)

(国又は都道府県が行う土地改良事業に関する特例)

第四条 この場合において、 改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、 項の規定により行う復旧関連事業は、 国又は都道府県は、 同条第四項及び第十項の規定の適用については、同条第四項中「施設更新事業 特定災害復旧事業を行う場合において、 土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみ 必 要があると認めるときは、 復 旧関連事業を行うことができる。 (当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地 当該施設 な

おいて、」と、 施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合に 「同条第五項」とあるのは「同条第四項」とする。 同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、 同条第十項中「第七条第三項」とあるのは 「第七条第三項及び第

更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良

○ 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号) (:

(土地改良事業の特例)

第五 ことができる。 被災関連都道 県は、 復興整備計 画 に記載された土地改良事業 (政令で定める要件に適合するものに限る。 以下この条において同じ。)を行う

2 この場合において、 条第三項」とあるのは 農用地造成事業等」と、 |第二項中「第八十五条第一項、 前 《三項』とあるのは「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、同法第八十七2場合において、同条第十項及び同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第十項中「第五条第六項及び第七項、13項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみな 「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは「土地改良事業」とする。 第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用 地造成事業等」とあ 同法第八十七条の るのは 第七

3 第五条第四項から第七項まで、 までの規定に準じて記載するものに限る。 共同作成の場合には、 第四十六条第二項第四号ロに掲げる事項に、 第七条第三項及び第四項、)を記載することができる 第八条第二項及び第三項 被災関連都道県が復興整備事業として行う土地改良事業に関する事項 第八十七条第三項及び第四項並びに第八十七条の二第三項 主 から第 地 改良法 Ŧī.

4 • 5 (略)

○ 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号) (抄

(土地改良事業の特例)

ができる。 定被災都道 府県は、 復興計画に記載された土地改良事業 (政令で定める要件に適合するも のに 限る。 以下この条にお いて同

- この場合において、 条第三項」とあるのは 農用地造成事業等」と、 |第二項中「第八十五条第一項、 場合において、同条第十項及び同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第十項中「第五条第六項及び第七項、項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみな 「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは 「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは 第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う農用 「土地改良事業」とする。 「同条第四項 地造成事 ت بح 同法第八十七条の な 第七
- 3~5 (略)

○ 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)(抄

(土地改良法等の特例)

定により国が行うものを除く。)であって、 例 て指定したものを行うことができる。 に関する法律 和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業(東日本大震災に対処するための土地 国は、 避難解除等区域復興再生計画 (平成二十三年法律第四十三号。第六項において「土地改良法特例法」という。)第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の (前条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。以下この条において同じ。) に基づいて行う土地 避難解除等区域の復興 及び再生のために特に必要があるものとして内閣総理大臣が農林 水産 大臣 0 改 良法 同 意を 良 \mathcal{O} 法

この場合において、 行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他 「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二 第 .施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を 前項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみ 条第六項及び第七項、 一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、 事 同法第八十七条の三第二項中「第八十五条第一項、及び第七項、第七条第三項」とあるのは「第五条第 とあるのは 同条第四項及び第十項並びに同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業(当 「農用地造成事業等」と、 「第五条第四項から第七項まで、第七条第三項及び第四 「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは 第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う 項」と、 「同条第五項」とあるのは 「土地改良事業」とする。 同条第十項中「 」とあ るのは 「同条 なす。

3~6 (略)

おいて、 項 施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合に 更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更 改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、 まで」とあるのは おいて行うものに 本大震災復興特別 同法第八十七条の二第十項」とあるのは「同法第八十七条の二第四項中「施設更新事業(当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当 同項 第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項」と、 「第八十七条の二第三項及び第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する同条第四項」とする。 いての同条第二項及び第三項の規定の適用については、 区域法 (平成二十三年法律第百二十二号) 第五 十二条第 同条第二項中「同条第十項及び」とあるのは 一項の 規 定により福島県が行う土地 同条第三項中「第八十七条の 改良事業であ 「同条第四 (当該変更に係る土 て、 項及び第十 当 から第五 T越施設 T該施設 該 項 土地 並 区

土地改良法等の特例)

復興再生拠点区域復興再生計画に記載された特定復興再生拠点区域をいう。 が農林水産大臣の同意を得て指定したものを行うことができる。 改良法特例法第二条第三項に規定する復旧関連事業及び第三項の規定により国が行うものを除く。)であって、認定特定復興再生拠点区域(認定特定 七条の七 :分に限る。第三項及び第五項において同じ。)に基づいて行う土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業(土条第一項の変更の認定を含む。)を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画をいう。以下同じ。)(第十七条の二第二項第五号に掲げる事項に係 国は、 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画(第十七条の二第六項の認定(第十七条の三において準用する東日本大震災復興 以下同じ。)の復興及び再生のために特に必要があるものとして内 閣 別 総理大 X

農用 この場合において、 第五条第六項及び第七項、 行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他 四 第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、」と、同項第一号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項中「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二 施 「項」と、 場合において、同条第四項及び第十項並びに同法第八十七条の三第二項の規定の適用については、同法第八十七条の二第四項中「施設更新事:項の規定により行う土地改良事業は、土地改良法第八十七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみ 地造成事業等」 設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を 同法第八十七条の三第二項中「第八十五条第一 とあるの 第七条第三項」とあるのは「第五条第四項から第七項まで、 は 「農用地造成事業等」と、 「これらの規定による申請に基づいて行う土地改良事業」とあるのは 項、 第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第六項の規定による申請に基づいて行う 第七条第三項及び第四項」と、「同条第五項」とあるのは 土地 「施設更新事業 改良事業」とする。 ことあ るのは 「同条 な

3~5 (略)

同 日 |第十項」とあるのは 条第二項 本大震災復興特別区域法第五十二条第 及び第三項の規定の適用については、 同 法第八十七条の二第四項中 一項 、は、同条第二項中「同条第十項及び」とあるのは、の規定により福島県が行う土地改良事業であって、 「施設更 人新事業 **当** 該施設更新事業に 係る土地改良施設又は当該土 「同条第四項及び第十項並びに」と、 認定特定復興再生拠点区域において行うもの 地改良施設と一 「同 向法第八十七りものについ

八十七条の二第三項及び第五項並びに前項の規定により読み替えて適用する同条第四項」とする。号中「施設更新事業」とあるのは「土地改良施設の変更」と、同条第十項」と、同条第三項中「第八十七条の二第三項から第五項まで」とあるのは「第設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、」と、同項第一施設の有している機能の維持を図ることを目的とすることその他」とあるのは「土地改良施設の変更(当該変更に係る土地改良施設又は当該土地改良施機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良